第３-２章　カリフォルニア州

目　　次

Ⅰ　断種法の制定及び廃止の経緯と概要

1 優生学的断種法の制定及び改正の経過

　2 優生学的断種法の廃止に至る経緯

　3 家族計画プログラムの展開と同意なき断種の問題（1960～1970年代）

　4 「マドリガル対キリガン（Madrigal v. Quilligan）」訴訟とその影響（1976～1978年）

　5 断種のインフォームド・コンセントに関する規則の制定（1977～1981年）

 　 6 「ヴァレリー・Nの成年後見（Conservatorship of Valerie N.）」訴訟（1985年）

Ⅱ　断種手術の対象範囲

Ⅲ　断種手術の実施状況

　1 全体的な状況

　2 被害者の実態

Ⅳ　被害者に対する補償

　1 断種に対する州知事の謝罪

　2 これまでの法案の審議経過

 　 3 補償プログラム予算の成立

　4 補償プログラムの概要

Ⅴ　社会の反応

1 人間改良財団の活動（1929～1943年）

　2 アン・ヒューイットの事件（1936年）

 3 州立刑務所における非自発的断種の発覚（2013年）

Ⅵ　教育

1 教科書における優生学

2 人間改良財団の活動

3 知能検査による教育施設の分離

4 カリフォルニア工科大学における施設などの名称変更

カリフォルニア州はアメリカにおいて最も優生学的断種が推進された州であり、約2万人に上るとされる断種者数は全米の約3分の1を占め、他州を圧倒している。同州における優生学的断種法は1909年に制定されて以後、改廃を経て1979年に最終的に廃止されるまで、大きな反対運動に直面することなく存続し、同州は長期にわたってアメリカにおける強制断種の牽引役を果たした。

カリフォルニア州における断種の隆盛には様々な要因が考えられる。州内には優生学を信奉する多数の著名な学者や資産家が結集し、優生学や断種の意義を研究・啓発する活動を精力的に行い、国内外に多大な影響を及ぼし、ナチ・ドイツによる断種法の制定にも寄与した。また、州は数多くの精神病院及び精神薄弱者用施設を擁しており、1940年代後半の時点において九つの州立精神病院と二つの州立施設が断種を実施していた[[1]](#footnote-1)。さらに、メキシコから流入した大量の移民は優生主義者による排斥の対象となり、一般大衆の差別や偏見を惹起し、非メキシコ系の人々よりも高い割合で断種された。

本章では、以上に挙げた様々な要因に言及しつつ、カリフォルニア州における断種法の概要、断種の実態、補償の検討状況、断種をめぐる社会の反応、断種や優生学と教育の関わりなどについて述べる。

# Ⅰ　断種法の制定及び廃止の経緯と概要

　カリフォルニア州は早くから断種政策に取り組んでおり、最初の優生学的断種法の制定は1909年4月、インディアナ州・ワシントン州に続き、全米で3番目であった。1913年6月には、1909年の法律に代わる新たな断種法を制定し、さらに1917年5月には、1913年の法律を改正して断種の対象を拡大した。こうした法改正の結果、断種者数は1920年代に入るとともに急増し、以後、ほぼ30年間にわたって、他州をはるかに上回る規模の断種が実施されることとなった。

しかし、1950年代の初め、州における精神医療の近代化改革の一環として法改正が行われ、断種の手続などを容易に進めることができなくなると、断種の実施数は著しく減少し、そのまま1979年の優生学的断種法廃止に至った。

本項では、まず優生学的断種法の制定、改正を経て廃止に至る一連の経過について述べる。次いで、1960年代半ば以降に連邦政府が推進した家族計画プログラムの展開を機に発生した断種の濫用と、その対処のために行われた州規則の制定について述べる。最後に、インフォームド・コンセントの能力を持たない重度の知的障害者への断種を認める州最高裁判所の判決と、その判決を受けて行われた州検認法典の改正について述べる。なお、1909年の最初の断種法制定から1979年の廃止に至る断種法の変遷を、図1に整理した。

1951

改正法

1953

1937

1971

1941

廃 止

1917

改正法

改正なし

改正なし

断種対象を改正：遺伝によると考えられ子孫に伝えられる可能性が高い精神疾患、様々な等級の精神薄弱、性的倒錯症、正常な精神からの著しい逸脱、梅毒性疾患に苦しむ者

1913

 年法

遺伝性の精神異常、不治の慢性的躁病、痴呆症に苦しむ者

性犯罪を「強姦、強姦の意図を持った暴行・誘惑」、道徳的・性的倒錯を「道徳的又は性的な退廃又は倒錯」に変更

断種が身体的・精神的・道徳的状態にとって有益とされた者

性犯罪を2回以上又は他の犯罪を3回以上行い、道徳的・性的倒錯の証拠がある者

終身刑を受け、道徳的・性的堕落の証拠がある者

1909

年法

図１　カリフォルニア州の断種法の主な変遷

福祉・施設法典の第6624条として法典化（1967年に第7254条ヘ移行）

断種対象を改正：性的倒錯症及び梅毒性疾患を除外

断種の決定：州の精神衛生局が決定

断種の実施手続の精緻化：患者・親・配偶者・成人した子供・後見人に対する通知、本人や家族が断種に反対した場合の手続、患者らが断種の決定を不服とした場合の裁判所への提訴など

刑法典第2670条として法典化

廃　止

廃 止

（出典）カリフォルニア州の法令を基に作成。

1979

第1条

決定

州立病院長が指示・実施

断種対象

未成年の「白痴」及び成人の「馬鹿又は白痴」に対する親又は後見人の同意に基づく断種

第2条

第3条

病院長・施設長・州立刑務所の常駐医師のいずれかが、州立病院総監督、州保健委員会書記と協議し、全員又は2者の合意で決定

決定

州の狂気委員会が決定

1909年法と同様

断種対象

親又は後見人による断種の同意

州立刑務所の収容者

州立精神病院・精神薄弱者用施設の入所者

の入所者

１　優生学的断種法の制定及び改正の経過

（1）1909年における立法

1909年､「州立病院及びカリフォルニアの精神薄弱児のケアとトレーニングのための施設（California Home for the Care and Training of Feeble-Minded Children）の入所者並びに州立刑務所の収容者に対する無性化（asexualization）を許可する法律」が州議会において可決され、4月26日に知事によって承認された（以下「1909年法」という。）[[2]](#footnote-2)。採決の状況は、下院では賛成41対反対0、上院では賛成21対反対1であった。同法は1条のみから成る法律であり、概要は以下のとおりである。

①　州立病院長、「精神薄弱児のケアとトレーニングのための施設」[[3]](#footnote-3)の施設長又は州立刑務所の常駐医師は、入所者を断種することがその者の身体的、精神的、道徳的状態にとって有益であり、良い結果をもたらす（beneficial and conducive）との意見を有した場合、州立病院総監督（general superintendent of state hospitals）及び州保健委員会書記（secretary of the State Board of Health）と協議し、3者又は2者の合意が得られれば断種が実施できることとされた。

②　州立刑務所の収容者の場合、断種の対象は以下の者とされた。

a) 性犯罪を2回以上行うか、それ以外の犯罪を3回以上行っており、道徳的及び性的倒錯（pervert）の証拠が得られた者。

b) 終身刑を宣告され、道徳的及び性的堕落（depravity）の継続的な証拠を示す収容者。

以上の概要が示すとおり、1909年法においては断種の対象に関する規定は曖昧であり、特に州立精神病院又は精神薄弱者用施設の入所者に対する断種については、被断種者の「身体的、精神的、道徳的状態にとって有益であり、良い結果をもたらす場合」との定めがあるのみであって、優生学的な文言は法文に表れておらず、断種の対象に関する規定の多くは性犯罪者や常習犯に割かれていた。しかし、当時において精神薄弱者の遺伝性は明白とされており、アメリカを代表する優生学者ハリー・ラフリン（Harry Hamilton Laughlin）がその主著に記したとおり、1909年法は主に優生学的な動機によって制定されたと考えられる[[4]](#footnote-4)。

1909年法の成立には、州の狂気委員会（State Commission in Lunacy）[[5]](#footnote-5)の書記（secretary）であった優生主義者フレデリック・ハッチ（Frederick Winslow Hatch）が大きく寄与したと考えられている。ハッチは1909年法の起草に協力し、法律が制定された後は州立病院の総監督に昇進して約3千人の州立病院患者の断種手術を監督し、病院の職員や医師は断種の支持者だけを採用するなど、断種を強力に推進した[[6]](#footnote-6)。

（2）1913年における立法

1909年法は断種の対象範囲が狭く、また適切な法的保護も備わっていないとされたことから、新たな立法が検討された[[7]](#footnote-7)。立法に先立ち、ハッチは州の狂気委員会の隔年報告において次のように記し、優生学的な見地から断種法の適用範囲を拡大する方向性を示した。

「多くの統計を収集した結果、遺伝はある種の神経障害性疾患（neuropathic conditions）の原因に不可欠な役割を果たしているという事実が、疑問の余地なく明らかになった。…（中略）…本州で運用されている無性化法は、多くの患者の精神的、道徳的、身体的な福祉に多くの利益をもたらしてきた。この法律の運用における適用範囲の大幅な拡大は可能であり、そのような拡大が将来の世代に利益をもたらすであろうことは、深慮の末に得た確信である。」[[8]](#footnote-8)

1913年、4条から成る新たな断種法である「州立精神病院及び州立ソノマ施設（Sonoma StateHome）の入所者、州立刑務所の収容者、白痴（idiots）を無性化し、1909年4月26日に承認された「州立病院及びカリフォルニアの精神薄弱児のケアとトレーニングのための施設の入所者並びに州立刑務所の収容者に対する無性化を許可する法律」と題する法律を廃止する法律」が州議会において可決され、6月13日に知事によって承認された（以下「1913年法」という。）[[9]](#footnote-9)。同法の成立に伴い、1909年法は廃止された。採決の状況は、下院では賛成41対反対23、上院では賛成21対反対4であった[[10]](#footnote-10)。

1913年法は新たに制定された法律ではあるが、実質的には1909年法の改正であって、主要な変更点は以下のとおりである。②及び④に示すとおり、1913年法において、断種は本人の同意がない場合でも、狂気委員会の裁量によって強制的に実施できることが明文化されている。

①　断種の対象者は、州立精神病院又は州立ソノマ施設における入所者であり、遺伝性の精神異常（hereditary insanity）の患者、不治の慢性的躁病（mania）の患者、痴呆（dementia）とされた（第1条）。

②　州の狂気委員会は①の対象者に対し、自らの裁量において断種を実施できることとされた（第1条）[[11]](#footnote-11)｡

③　断種は患者の退所に先立って行われることとされた。すなわち、断種が患者の退所のための条件とされた（第1条）。

④　断種は患者の同意の有無にかかわらず合法であり、狂気委員会や手術に参加した人々は、民事及び刑事上の責任を負わないこととされた（第1条）。

⑤　「性犯罪（sexual offense）」を「強姦、強姦の意図を持った暴行、誘惑（rape, assault withintent to commit rape, or seduction）」に改めた。また、「道徳的又は性的倒錯（moral or sexualpervert）」を「道徳的又は性的な退廃又は倒錯（moral or sexual degenerate or pervert）」に改めた（第2条）。

⑥　州立病院長は白痴（idiots）又は馬鹿（fools）に対し、親又は後見人の書面による同意等をもって断種するか断種させることができるとされた（第3条）[[12]](#footnote-12)。

（3）1917年における法改正

1917年、1913年法を改正する法律が州議会において可決され、5月17日に知事によって承認された（以下「1917年改正法」という。）[[13]](#footnote-13)。採決の状況は、下院では賛成42対反対7、上院では賛成28対反対0であった[[14]](#footnote-14)。

これによって1913年法の第1条が改正され、同条において定められる断種の対象範囲が拡大された。すなわち、断種の対象は、州立精神病院又は州立ソノマ施設の入所者のうち、①遺伝によって受け継いだと考えられ、子孫に伝えられる可能性が高い精神疾患（mental disease）を患う者、②様々な等級の精神薄弱者（feeble-mindedness）、③性的倒錯症（perversion）や正常な精神からの著しい逸脱を患う者、④梅毒性疾患（disease of a syphilitic nature）の患者とされた[[15]](#footnote-15)。

なお、1917年改正法のうち第1条に相当する部分は、1937年5月に福祉・施設法典（CaliforniaWelfare and Institutions Code）の第6624条として法典化された[[16]](#footnote-16)。法典化に際して、無性化（asexualization）の語は断種（sterilization）に置き換えられた。

また、第2条に相当する部分は、1941年4月に刑法典（California Penal Code）の第2670条として法典化された[[17]](#footnote-17)。

そのほか、同年6月1日に可決された法律では、てんかん患者及び精神薄弱者用施設であるパシフィック・コロニー（Pacific Colony）をカリフォルニア州ポモナに設置し、その入所者に対する断種は、医師及び心理学者が是認した上で、施設長の勧告に従い、同施設の理事会が許可すること等が定められた[[18]](#footnote-18)。

1917年改正法が成立した後も、断種をより強力に進めるための法改正は試みられており、1935年及び1937年には、カリフォルニア州優生委員会の設立と断種対象の更なる拡大を図る法案が州議会に提出されたが、いずれも廃案となった。これらの法案は、州の優生委員会を設立すること、刑務所・矯正学校・更生施設・拘置所の収容者についても、遺伝性と考えられる肉体・精神・神経の深刻な病気又は欠陥の傾向を有する者は釈放前に断種できるよう、各施設の長に対して断種の申請を行う権限を付与することなどを内容としていた[[19]](#footnote-19)。

（4）1950年代における法改正

1950年代に入ると、カリフォルニア州における断種の実施数は一転して急減する。その直接の原因は、1951年及び1953年に行われた断種法の改正に求めることができる[[20]](#footnote-20)。1940年代末以降、アール・ウォーレン（Earl Warren）知事は、「カリフォルニア州が、精神病患者収容時代を脱却して、ただ単なる病人の管理ではなく、予防・治療・治癒を重視する病院時代を迎えるようにしよう」[[21]](#footnote-21)をモットーに、精神衛生システムの近代化に取り組んだ。断種の衰退は、同州精神衛生局長フランク・トールマン（Frank Ford Tallman）が、ウォーレン知事の下で精神衛生に関する組織及び法制度の改革に着手し、州当局への権力の集中化を推し進めた結果だとされる[[22]](#footnote-22)。

それまで、州における断種の実施は、実質的に精神病院又は精神薄弱者用施設の施設長の裁量に委ねられていた。法律上、断種の決定に係る権限は州の狂気委員会にあると定められていたが、実際にはこの規定は形骸化しており、事実上、断種の可否は病院長又は施設長によって決定されていたとされる。断種に最も精力的に取り組んだのは、1918年から1949年にかけて州立ソノマ施設の施設長を務めたフレッド・バトラー（Fred Otis Butler）であった。同施設では1909年から1950年にかけて、同時期における州全体の断種者数の29.4%に相当する5,530人が断種手術を受け、そのほとんどはバトラーの指揮監督の下で実施されたものである[[23]](#footnote-23)。

他方、トールマンの述懐によれば、ウォーレン知事は、個々の施設長が「偏狭で孤立した態度や役割をもっと控えるべき」であると考えていたとされる[[24]](#footnote-24)。バトラーが1949年に州立ソノマ施設を去ると、同年に州精神衛生局長に就任したトールマンは中央集権化に着手し、その一環として1951年に断種法が改正された[[25]](#footnote-25)。断種の決定権限が州精神衛生局にあることが明確に規定されたほか[[26]](#footnote-26)、断種の決定に至るプロセスにおける規制が強化され、断種対象者やその家族などから同意を得る手続などが厳密化された。さらに、断種対象者やその家族などが断種の決定を不服とした場合、裁判所に提訴する権利がある旨を州精神衛生局長が通知しなければならないことも規定された[[27]](#footnote-27)。

法改正の結果、断種者数は急激に減少した。州立ソノマ施設において数百人の断種を行ったウィリアム・キーティング（William Keating）博士の談話によれば、新しい手続は時間と手間がかかったため、断種の継続が困難になったという[[28]](#footnote-28)。

1950年には275人であった年間断種者数は、1952年には39人、1953年には23人まで減少した。このようにして、カリフォルニア州の断種は1960年代にはほぼ廃れた状態となり、そのまま1979年の廃止を迎えることとなった（図2）[[29]](#footnote-29)。

以下に、1950年代の改正の概要を述べる。

図２　カリフォルニア州における年間断種者数の推移　1945～1960年

（人）

（年）

（出典）Jonas Robitscher et al., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 1を基に作成。

（ⅰ）1951年における法改正

1951年5月11日、「精神衛生局の管轄下にある州立病院又は州立施設の患者の断種に関する福祉・施設法典の第6624条を改正する法律」（以下「1951年改正法」という。）が知事によって承認された[[30]](#footnote-30)。この法律により、1917年改正法の第1条に相当する部分に対して大幅な改正が行われた。主な改正点は、次のとおりである。

①「精神薄弱（feeble-mindedness）」という語が「精神欠陥（mental deficiency）」に変更された。

②　断種の対象から性的倒錯症及び梅毒性疾患が除外された。

③　断種の実施の決定は、州の精神衛生局（State Department of Mental Hygiene）が行うこととされた。

④　断種の方法が明記された。すなわち断種は、精管切除術（vasectomy）、卵管切除術（salpingectomy）、又は恒久的断種ではあるが性的能力を奪う（unsex）ことのないその他の手術又は措置によって行うこととされた。

⑤　断種の実施手続が関係者への通知、同意・異議、裁判手続を含め、厳格なものとなった。すなわち、州立病院又は施設の長が患者を断種すべきとの意見を持った場合は、精神衛生局長に対してその意見を証明せねばならず、その証明を、患者、両親、配偶者、患者の子供で成人である者、後見人に対して書面で通知しなければならないことが規定された。また、それらの者から断種に対する異議申立書が精神衛生局長に提出された場合、精神衛生局長が決定を下すまでは断種は実施できないこと、精神衛生局長は決定に当たり当該施設において聴聞を開催することができ、聴聞には患者が出席するほか、異議を申し立てる者及び患者の代理人である利害関係者の意見を聞くことができるとされた。さらに、精神衛生局長は患者らに対して断種の決定を通知する際、決定が不服であれば上級裁判所（第一審裁判所）に提訴する権利があることも通知しなければならず、裁判所が決定を下すまでは断種を実施できないことも規定された。

（ⅱ）1953年における法改正

1953年4月6日、「白痴及び馬鹿の無性化に関する1913年制定法第363章及び福祉・施設法典第6625条を廃止する法律」が知事によって承認され[[31]](#footnote-31)、同法によって1913年法の第3条が廃止された。このことにより、「白痴（idiots）」及び「馬鹿（fools）」の語が除かれた。

（5）1967年における法改正

1967年9月2日に承認された法律によって、福祉・施設法典第6624条が同法典第7254条に移行されるとともに、「精神欠陥（mental deficiency）」の語が「精神遅滞（mental retardation）」に変更された[[32]](#footnote-32)。

（6）1971年における法改正

1971年9月28日に承認された法律によって、1941年に刑法典の第2670条として法典化された州立刑務所の受刑者の断種に関する規定が廃止された[[33]](#footnote-33)。

## ２　優生学的断種法の廃止に至る経緯

1976年、ドロレス・マドリガル（Dolores Madrigal）らは同意なく断種を受けたとして訴訟を提起した（「マドリガル対キリガン」訴訟）[[34]](#footnote-34)。当時カリフォルニア州議会の上院議員であった民主党のアート・トーレス（Art Torres）議員は、この訴訟を通じて初めて、州にまだ断種法が存在していることを知った[[35]](#footnote-35)。1979年、トーレス議員は断種法廃止法案である「断種に関する福祉・施設法典の第7254条を廃止する法律」案を州議会に提出した[[36]](#footnote-36)。

エドマンド・ブラウン（Edmund Gerald Brown）知事（民主党）への署名を促す手紙の中で、トーレス議員は次のように述べている。「現行法では、個人又はその後見人の異議がある場合でも、病院と裁判所の決定があれば断種を行うことができます。強制断種を行う条件は、遺伝性であるかもしれない精神疾患を患っている場合か、精神遅滞である場合か、通常の精神状態から大きく逸脱していると診断された場合です。このような基準は現代の医学用語に照らして無意味です。それゆえ、あなたの署名をもってこの法律を廃止することを強く求めます」[[37]](#footnote-37)

同法案はカリフォルニア州発達障害サービス局（Department of Developmental Services）とカリフォルニア州精神遅滞者協会（California Association for the Retarded）の支援を受け[[38]](#footnote-38)、上院及び下院の委員会において全会一致で可決された後、1979年9月10日、知事によって承認され、同州における優生学的断種法は廃止された[[39]](#footnote-39)。

## ３　家族計画プログラムの展開と同意なき断種の問題（1960～1970年代）

既に見たとおり、カリフォルニア州の断種法に基づく強制断種は、1950年代前半に事実上の終焉（えん）を迎えた。しかし、連邦政府が1960年代後半から開始した家族計画プログラム[[40]](#footnote-40)の下で、本人の同意を得ずに断種が行われる事例が続発し、断種は再びカリフォルニア州における大きな課題となった。

1960年代後半から1970年代半ばにかけて、連邦政府は避妊と家族計画の推進に取り組み、その一環として自発的断種が幅広く実施された[[41]](#footnote-41)。この政策によって多くの女性が自発的に断種を受けられるようになった。

カリフォルニア州においては「ジェシン対シャスタ郡（Jessin v. County of Shasta）」訴訟において自発的断種の合法性が争われたが、1969年7月11日、州地区控訴裁判所は、州は同意に基づく断種を禁止しておらず、適正な同意が得られれば自発的断種は合法であるとの判決を下した[[42]](#footnote-42)。この判決によって、自発的断種手術に慎重だった医師の不安は解消され、より多くの自発的断種が行われるようになったが[[43]](#footnote-43)、一方では女性の同意を得ないままに断種が実施される事例が相次いで発生した。

1973年、ロサンゼルス郡・南カリフォルニア大学（University of Southern California: USC）医療センターの産科研修医であったバーナード・ローゼンフェルド（Bernard Rosenfeld）[[44]](#footnote-44)は、同病院における断種手術の非倫理的な実態を目撃した後、他の医師らと共同で、同センターを含む三つの病院における断種の実態を記した報告書『健康調査グループによる断種手術に関する研究―濫用の現状と規制の提案―（A Health Research Group Study on Surgical Sterilization: Present Abuses and Proposed Regulations）』を作成、公表した[[45]](#footnote-45)。

報告書によれば、同センターでは1968年7月から1970年7月までの期間に、自発的な子宮摘出術が742%、自発的な卵管切除術が470%、出産後卵管切除術が151%増加したが、実際にはインフォームド・コンセントがなされた証拠はほとんどなく、同センターの産科医は、断種手術を外科医としてのトレーニングを積む機会だと考え、弱い立場にある患者に無理やり卵管切除術を受けさせるよう研修生に指導していたとされる[[46]](#footnote-46)。

## ４　「マドリガル対キリガン（Madrigal v. Quilligan）」訴訟とその影響（1976～1978年）

ローゼンフェルドは何らかの法的措置が講じられることを期待して、ロサンゼルス郡・USC医療センターの内部記録を密かに収集し、政府関係者、ジャーリスト、市民団体に宛てて、同センターにおける非自発的断種[[47]](#footnote-47)の実情を伝える手紙を送った[[48]](#footnote-48)。

最終的にメキシコ系アメリカ人の弁護士がこの呼びかけに呼応し、1976年、マドリガルら計10人のメキシコ系アメリカ人女性が原告となり、民事訴訟を起こすに至った[[49]](#footnote-49)。原告は、適切なスペイン語の同意書や強制的な断種を防ぐためのその他の保護手段がないことが、女性たちの子孫を残す合衆国憲法上の権利の侵害につながったと主張し、断種のインフォームド・コンセントに関する方針の強化及び損害賠償を求めた[[50]](#footnote-50)。

被告には、ロサンゼルス郡・USC医療センターの産科部長であったジェームズ・キリガン（James Quilligan）博士と同センターの関係者に加え、カリフォルニア州保健福祉局長及び保健部長、更にアメリカ保健教育福祉省長官が名を連ねた[[51]](#footnote-51)。

最初に審理を担当した連邦地方裁判所のエリシャ・クラリー（Elisha Avery Crary）判事は、カリフォルニア州保健当局に対して暫定的な命令を下し、スペイン語で書かれた断種手術同意書を6年生の教育レベルに書き直すよう命じた。ロサンゼルス郡・USC医療センターの院内調査では、断種手術同意書の内容を理解するには12年生レベルの読解力が必要であったのに対し、メキシコ系アメリカ人患者の45%は読解力が6年生レベルであったためである[[52]](#footnote-52)。また、後述するように、州当局は1976年の春､原告を支持する活動家団体とともに、断種の手順を厳しく定めた規則案を作成、提案した。このような動きを経た後、係争の焦点は、損害賠償の問題に絞られた。

クラリー判事が1978年に死去したため、以後の審理はジェシー・カーティス（Jesse WilliamCurtis, Jr.）判事に引き継がれた[[53]](#footnote-53)。原告は、医師たちが人口過剰の解消を目的としてメキシコ系アメリカ人女性に対する断種を組織的に行っていると述べ[[54]](#footnote-54)、自らが受けた断種手術について証言した。10人の原告のうち7人は、同意書への署名を強要されたか、鎮痛剤の影響を受けた状態で同意書に署名したと主張し、残りの3人の患者は、書面による同意なしに断種手術を受けたと主張した[[55]](#footnote-55)。

法廷では、かつて同センターに医学生として勤務していたカレン・ベンカー（Karen Benker）博士などが原告の主張を裏付ける証言を行った[[56]](#footnote-56)。ベンカーの証言によれば、特にメキシコ系アメリカ人を対象として非自発的断種が行われた背景には、彼女らが多産で生活保護に頼っているという医師たちの偏見があり、例えば被告のキリガン医師は、「ロサンゼルス郡の貧しいマイノリティの女性は子供を産みすぎ、社会に負担をかけているから断種手術をした方がいい」と口にしたとされる。ベンカーはまた、キリガンが連邦政府から受けた相当額の助成金を使って「ロサンゼルス郡の黒人とメキシコ人の出生率をどれだけ下げられるか」を示すと言ったことも証言している[[57]](#footnote-57)。

しかし、1978年、カーティス裁判官は、病院の係員と医師が一丸となって断種手術を強要するよう計画した証拠はないとし、「この訴訟は本質的に患者と医師の間のコミュニケーションの断絶の結果である」とした[[58]](#footnote-58)。また、家族に極度に依存するメキシコ農村部の生活様式や文化的背景を持つ原告にとって、断種手術を受けるかどうかの決断は非常にトラウマ的であり、より繊細な対応が必要であるが、そのような対応が必要だとすぐに分かるものではなく、多忙な病院のスタッフが「こうした非典型的な文化的特徴に気づかないのは驚くべきことではない」とした。その上で、「これらの女性が手術のために精神的及び肉体的に大きなストレスを受けたことは疑いの余地がなく、彼女たちが明確なコミュニケーションを取れないことには同情できるが、医療センターで常時使用されている、一見明確に見える同意書を医師が信用したことは責められない」と結論付けた[[59]](#footnote-59)。このようにして、損害賠償に関する原告の訴えは斥けられた。

なお、2018年､ロサンゼルス郡監督委員会は、州議会に提出された最初の補償法案（後述）への支持を表明することとし[[60]](#footnote-60)、1968年から1974年までの間に同センターで出産し、産後に断種を強要された女性に対して公式に謝罪した[[61]](#footnote-61)。

また、2021年7月12日に州が承認した補償プログラム（後述）の予算には、州内の各自治体が運営する施設で被害を受けた人々への補償は含まれていないため、同年7月13日、ロサンゼルス郡監督委員会は、同センターにおける断種の被害者に対しても補償を行うよう州に促す動議を承認した。この動議は、カリフォルニア州の州知事・上院議長・州議会議長に対し、2022年度予算において同センターの被害者への補償を行うよう提言する一方、州が法律又は2022年度予算で追加補償を提供しない場合には、郡の保健サービス局（Department of Health Services）の既存の資金源を活用し、適切な補償を提供する可能性を検討するとしている[[62]](#footnote-62)。

## ５　断種のインフォームド・コンセントに関する規則の制定（1977～1981年）

「マドリガル対キリガン」訴訟を契機として、患者の同意のない断種に反対し、リプロダクティブ・ライツを主張する草の根の運動が活発化した。カリフォルニア州においては、自発的断種を受ける患者は同意する前に十分な説明を受けるインフォームド・コンセントの権利を有することが認められているにもかかわらず、法令上明文化されていなかったことから、1975年、フェミニスト団体「女性の医療権のための連合（Coalition for the Medical Rights of Women）」は、断種の濫用を防ぐために州の規則を強化するようカリフォルニア州保健局に請願した[[63]](#footnote-63)。同連合は、メキシコ系アメリカ人のフェミニスト団体など他のグループにも働きかけ、新たな規則の制定に賛同するよう訴えた[[64]](#footnote-64)。こうした動きが、州保健局による断種に係る新規則の制定につながることとなった。

1976年の春に州当局は新たな規則の案を正式に提案し、規則は関係者との交渉や修正を経て1977年12月1日に発効した[[65]](#footnote-65)。この規則は、公費によるか私費によるかを問わず、州内で行われる全ての断種に関するインフォームド・コンセントのプロセスを標準化したものであり[[66]](#footnote-66)、主として次の内容から成る[[67]](#footnote-67)。

①　断種手術をしないと決めたとしても、公的プログラムから提供される給付金が取り消されたり、差し控えられたりすることはないことを、インフォームド・コンセントに先立って患者に説明せねばならない。

②　断種手術の同意文書に署名後、最低14日間の待機期間が必要である。患者は書面でこれより短い期間を要求することができるが、その場合も72時間未満であってはならない。

③　患者のインフォームド・コンセントを取得する必要がある。その際、患者は判断力が著しく変化するような身体的・精神的状態にあってはならない。

④　患者は、インフォームド・コンセントのプロセスに立ち会う証人を選択するか、又は選択を放棄することができる。

⑤　インフォームド・コンセントを取得することができるのは、医師又は医師の指名を受けた者である。

⑥　断種手術は、詐欺、強迫、不当な影響を受けることなく、患者が希望するものでなければならない。患者が英語又はスペイン語に精通していない場合、断種手術の同意文書を、患者が精通している言語に口頭で翻訳しなければならない。

⑦　患者は、提案された処置と予想される結果についての説明を受けなければならない。

⑧　治療目的か非治療目的かを問わず、選択的断種手術のインフォームド・コンセントを与えるためには、患者は18歳以上でなければならない。患者には州の保健局が作成した英語とスペイン語の小冊子を提供しなければならない。

⑨　病院は、院内で行った断種手術を確認し、その数と種類を四半期ごとに州の保健局に報告し、規則を遵守していない医師がいれば、その名を医療品質保証委員会（Board of MedicalQuality Assurance）に報告しなければならない。違反に対する制裁措置として、病院のライセンスの取消し又は強制停止が行われる可能性がある。

この規則が制定された後、連邦政府による断種のインフォームド・コンセントに関する新規則が制定され[[68]](#footnote-68)、1979年3月8日に発効した[[69]](#footnote-69)。連邦政府はカリフォルニア州政府に対し、州の規則を連邦規則に合致させるよう強く要請した[[70]](#footnote-70)。1980年1月、州政府はこの要請に従うことを発表した[[71]](#footnote-71)。この改正による州規則の主な変更点は次のとおりである[[72]](#footnote-72)。

①　カリフォルニア州の規則が公費・私費を問わず実施される断種全てを対象とするものであったのに対し、連邦政府による規則は公費による断種だけを対象としていたため、州規則の内容を連邦政府の規則に合致させた結果、規制の対象は連邦政府が資金を拠出するメディ-カル（Medi-Cal）[[73]](#footnote-73)などによる断種だけとなり、私費で行われる断種に関する規制は廃止された。

②　患者が断種に同意してから手術を実施するまでの待機期間が、連邦規則に合わせて14日間から30日間に変更された。

③　断種手術の対象となる患者の年齢制限が、連邦規則に合わせて18歳以上から21歳以上へと引き上げられた。

これらの変更を反映した新しい州のメディ-カルの規則は､1980年に発効した[[74]](#footnote-74)。なお、特に①に関しては、改正前の州規則の方がより広い範囲を対象としていたため、リプロダクティブ・ライツを擁護する市民団体などは改正に反対の意を表明した[[75]](#footnote-75)。

## ６　「ヴァレリー・Nの成年後見（Conservatorship of Valerie N.）」訴訟（1985年）

「ヴァレリー・Nの成年後見」訴訟は、断種法廃止後に行われた裁判であり、インフォームド・コンセントを行う能力を持たない知的障害者に対し、後見人が本人に代わって断種を認めることの可否が争われた。訴訟の経緯、判決、判決後の州の対応について、以下に述べる。

（1）訴訟の経緯

1955年に生まれた女性であるヴァレリー・ニエト（Valerie Nieto）はダウン症による重度の障害を持ち、母親と継父とともに生活していた。ヴァレリーは男性への積極的な性的接触を抑制することができず、避妊薬の服用や避妊具の使用も拒んだため、両親は断種以外の避妊方法では不十分であると判断した。1980年9月、両親は州の検認裁判所[[76]](#footnote-76)に、断種に関する判断能力を持たないヴァレリーに代わって断種を許可する権限を申請した[[77]](#footnote-77)。

カリフォルニア州では1979年、両親の申請に先立ち、州の検認法典（Probate Code）に第2356条（d）が加えられ、インフォームド・コンセントを行う能力がない人に対する断種が事実上禁じられていた[[78]](#footnote-78)。検認裁判所は、断種がヴァレリーの生活の質を向上させるとし、検認法典第2356条（d）が違憲であると認めたが、裁判所には管轄権がないことを理由に申請を却下した。控訴審でもこの判決が支持されたため、ヴァレリーの両親は州の最高裁判所に上訴した[[79]](#footnote-79)。

（2）州最高裁判所の判決と反対意見

カリフォルニア州最高裁判所は1985 年に判決を下し、断種が必要であることや代替手段が利用できないことについての証拠がないため、両親による断種の申請は認められないとする一方で、断種という選択肢を絶対的に排除する州の法律は、合衆国憲法修正第14条及びカリフォルニア州憲法第1条第1項によって保護されているプライバシーと自由の利益を発達障害者（developmentally disabled persons）[[80]](#footnote-80)から奪うものであると結論付けた[[81]](#footnote-81)。

本件を審理した州最高裁判所の7名の裁判官のうち、判決に同意した多数派は4名、反対者は3名であり、賛否はほぼ拮抗した。多数派の意見書を執筆したジョセフ・グローディン（Joseph Grodin）判事は、「発達障害があり、意思を示す能力を持たない（incompetent）女性は、その能力を持つ姉妹と同じように、望まない妊娠の負担のない、満足のいく、又は充実した人生に関心を持っている」とし、州が彼女の断種を差し控えた場合、「彼女のハビリテーション（habilitation）[[82]](#footnote-82)の機会が限られ、充実した人生を追求する彼女の自由が制限されることは必至である」と述べた。また、州議会による断種の禁止は、「現在において断種の選択を行うことができず、将来においてもその力を持つことができない個人にまで及ぶ」ために、「適用範囲が広すぎる」とした[[83]](#footnote-83)。

他方、裁判長のローズ・バード（Rose Elizabeth Bird）らはそれぞれ判決に反対する意見書を提出し、多数派を批判した。バードは、多数派の意見が「後見人や親やサービス提供者の都合のよいように虐待的な断種を行う道を開くものである」と述べ、「一見賢明な社会政策の名の下に、発達障害者に対する断種の濫用が行われてきた醜い歴史を見れば、別の選択をするべきであると考える」とした。また、多数派は「この恥ずべき歴史をほとんど認めていない」ことに加え、「虐待の範囲や、虐待を許した法律及び判決の憲法上の不備を記録した広範な文献を、軽率にも無視している」ことを批判し、州における強制断種の歴史は、被後見人の断種を禁じる立法府の合憲性を評価するための基準枠となると述べた。さらに、バードは、当時のノースカロライナ州における断種の事例を提示し、「最も重要なことは、断種の濫用が現在も発生し続けていることを、多数派が指摘していない点である」と指摘した[[84]](#footnote-84)。

なお、ヴァレリーの判決をめぐって裁判官の見解は鋭く対立したが、現在では多数派の意見や判決について特に賛否が分かれることはなく、断種へのアクセスは自分の生殖能力を守る自由と同様に保障されるべき権利であるとの認識が広がったとされる[[85]](#footnote-85)。現在では多数の州が、認知能力に重度の障害がある成人が断種手術を受けられるよう、何らかの手続を定めているとされる[[86]](#footnote-86)。

（3）カリフォルニア州検認法典の改正

この判決から約5年を経た1990年、州の検認法典に第1950条から第1969条までの新たな規定が追加された[[87]](#footnote-87)。

これらの規定は、「断種を選択する権利を含む生殖の選択権を完全に行使するために必要な、自発的なインフォームド・コンセントを与えることができない発達障害のある人のために」（検認法典第1950条）制定されたものである。そのような人々に対する断種は、後見人又は法律で定められたその他の申立人の申立てに基づき、裁判所の命令によって行われる。すなわち、発達障害のある人の断種に同意する権限が後見人に与えられ、その後見人の同意をもって断種が行われる。裁判所は命令を下す前に審問を行う必要があり、審問においては公選弁護人又は私選弁護人が本人を代理しなければならない。

断種は、一定の基準が満たされる場合に限り認められる。例えば、申立人は裁判所に対し、次の全てを立証しなければならないこととされている。①被断種者は断種手術に同意する能力を永続的に持たないこと。②被断種者には子孫を残す能力があること。③被断種者は、現在又は近い将来、妊娠する可能性のある状況下で性行為を行うことができること。④経験的な証拠により、その人が子供の世話をすることが永久に不可能であること。⑤次のいずれかであること：妊娠又は出産が個人の生命に対して実質的に高いリスクをもたらすか、より侵襲性の低い全ての避妊法が実行できないか、断種手術が本人の身体への侵襲が最も少ない方法であること。⑥科学的・医学的知識の現状において、可逆的手術又は他のより低侵襲な避妊法が利用可能となる見通しが立っておらず、障害の治療について科学が進歩の途上にあるとも言えないこと。⑦被断種者が、断種手術に対し、承知の上で異議を申し立てていないこと[[88]](#footnote-88)。

総じてこの法律は、発達障害がある人に対する断種がみだりに実施されることのないよう、その実施についてどの州よりも厳しい手続を定めた法律と評されている[[89]](#footnote-89)。

# Ⅱ　断種手術の対象範囲

カリフォルニア州の優生学的断種法は、図1に示したとおり、改廃の過程で断種の優生学的な性格をより鮮明にし、また断種の対象範囲を拡大していった。1909年法における断種の対象範囲は明確でなく、被断種者の身体的、精神的、道徳的状態にとって有益であり、良い結果をもたらすと考えられる場合に行われるとだけ規定されていたのに対し、1913年法においては、遺伝性の精神異常、不治の慢性的な躁病、痴呆症の患者が断種の対象者として規定され、遺伝性と考えられた疾患の患者が初めて断種の対象として明示された。さらに1917年法においては、遺伝した可能性があり子孫に伝わる可能性のある精神疾患を始め、様々な等級の精神薄弱、性的倒錯症や正常な精神からの著しい逸脱を患う者、梅毒性疾患が遺伝性とされ、それらの患者が断種の対象範囲とされたことにより、より広範で包括的な規定となった点が注目される[[90]](#footnote-90)。

# Ⅲ　断種手術の実施状況

## １　全体的な状況

1921年から1964年にかけての断種者数の推移を「自発的断種のための人間改良協会（HumanBetterment Association for Voluntary Sterilization）」の統計に基づいて集計した調査によれば、カリフォルニア州では当該期間において少なくとも20,108人が断種された[[91]](#footnote-91)。同じ期間において全米で断種されたとされる63,678人[[92]](#footnote-92)の約3分の1を占め、断種の規模の大きさという点で他州を大きく引き離している。

ミシガン大学アメリカ文化学部教授のアレクサンドラ・スターン（Alexandra Minna Stern）博士は、カリフォルニア州当局が保管していた断種の推薦書（recommendation）を分析し、その結果の一部を公表している。

カリフォルニア州の州立精神病院及び精神薄弱者用施設は、ある入所者に対して断種を行う必要があると判断した場合、州の施設局（1920年以前は狂気委員会）宛てに、当該入所者の断種を推薦して手術の許可を求める文書を送付することとされていた。文書には患者の病歴や診断結果などの情報が簡潔に記された[[93]](#footnote-93)。この推薦書の分析結果によれば、カリフォルニア州において1919年から1952年にかけて断種を推薦された人数は19,995人である。スターン博士の論文では、19,995人のうち19,498人を対象に分析が行われ、これらの人々は実際に断種された可能性が高いと考えられている[[94]](#footnote-94)。

以下、性別・年代別・年齢階層別の断種推薦者数及び断種推薦者総数の年代ごとの推移を、表1及び図3に掲げる。また、同じデータセットを用いて、ラテン系及び非ラテン系の男女の断種割合を算出した結果は、図4のとおりである。

表１　カリフォルニア州における断種推薦者数　1919～1952年

|  |
| --- |
| 性別 |
| 男性 | 9,586 |
| 女性 | 9,912 |
| 合計 | 19,498 |
|  |
| 年代別 |
| 1919～1924年 | 1,998 |
| 1925〜1929年 | 3,402 |
| 1930～1934年 | 3,418 |
| 1935～1939年 | 4,391 |
| 1940～1944年 | 3,579 |
| 1945～1949年 | 2,306 |
| 1950～1952年 | 404 |
| 合計 | 19,498 |

|  |
| --- |
| 年齢階層別 |
| 12歳未満 | 37 |
| 12～14歳 | 925 |
| 15～17歳 | 3,597 |
| 18～19歳 | 1,782 |
| 20～24歳 | 3,478 |
| 25～29歳 | 3,273 |
| 30～34歳 | 2,867 |
| 35～39歳 | 2,170 |
| 40～44歳 | 919 |
| 45～49歳 | 321 |
| 50歳以上 | 129 |
| 合計 | 19,498 |

（出典）Alexandra Minna Stern et al., “California’s Sterilization Survivors: An Estimate and Call for Redress,” *American Journal of Public Health*, 107(1), January 2017, p.52. <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5308144/> を基に作成。

（出典）Alexandra Minna Stern et al., “California’s Sterilization Survivors: An Estimate and Call for Redress,” *American Journal of Public Health*, 107(1), January 2017, p.52. <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5308144/> を基に作成。

図４　カリフォルニア州における施設及び病院の収容者1,000人当たりの断種者数

（年）

（人）

（注1）ラテン系かどうかは、断種推薦書に記載された苗字がスペイン語かどうかで判断している。

（注2）アメリカ国勢調査のデータ等に基づいて時期ごとのラテン系及び非ラテン系の男性及び女性の入所者を推計し、各々を分母として1,000人当たり断種者数を算出している。

（出典）Nicole L. Novak and Natalie Lira, “Forced sterilization programs in California once harmed thousands― particularly Latinas,” *Conversation*, March 22, 2018. <https://theconversation.com/forced-sterilization-programs-in-california-once-harmed-thousands-particularly-latinas-92324> を基に作成。

なお、研究者や被害者支援団体は、断種法に基づいて断種を受けた人のうち、何人が存命であるかについて推計を行っている。スターン博士の推定によれば、2016年の時点で、断種法に基づいて断種された人々のうち831人が存命であり、その平均年齢は87.9歳とされた[[95]](#footnote-95)。スターン博士が創設した「ミシガン大学断種及び社会正義研究所（Sterilization and Social Justice Labat University of Michigan）」[[96]](#footnote-96)が後に試算したところによれば、2020年において、断種法に基づいて断種された人々のうち541人が存命であるとされる[[97]](#footnote-97)。さらに、同研究所による翌2021年の試算では、383人（刑務所内で違法に断種された244人[[98]](#footnote-98)を合わせると627人）が存命と報じられている[[99]](#footnote-99)。

## ２　被害者の実態

（1）実際に断種の対象とされた人々

断種法において規定された断種の対象は、前述したとおり、①州立精神病院に入院した精神疾患の患者、②精神薄弱者用施設に入所した精神薄弱者、③性犯罪などにより刑務所に収容された受刑者等であるが、実際に主たる対象となったのは①及び②であった。③の断種者数は把握されていないものの、断種者全体から見れば少数にとどまったと考えられている[[100]](#footnote-100)。サン･クエンティン州立刑務所の主任医官であるレオ・スタンリー（Leo Stanley）は、同刑務所において1940年までに約600件の精管切除術を行ったが[[101]](#footnote-101)、カリフォルニア州の優生学者たちは、犯罪性が遺伝する根拠はないと考えており、断種に対するスタンリーの過度な熱意に危惧を抱いていたとされる[[102]](#footnote-102)。

優生学的断種法の制定から廃止までの全期間を通じて、カリフォルニア州の州立精神病院で行われた断種の総数は約1万2千件、精神薄弱者用施設での断種の総数は約8千件とされる[[103]](#footnote-103)。州立精神病院において断種の対象となった患者の大多数は「早発性痴呆症（dementia praecox）」[[104]](#footnote-104)と診断された人であり、精神薄弱者用施設（州立ソノマ施設及びパシフィック・コロニー）において断種の対象となった人の大多数は「精神薄弱（feeble-minded）」とされた人々であった[[105]](#footnote-105)。

精神薄弱者用施設の入所者は、入所までの間に知能検査や精神鑑定に基づいて知能指数（Intelligence Quotient: IQ）が判定され、「白痴（idiot）」（IQ20又は25未満）、「痴愚（imbecile）」（IQ25-50）、「魯鈍（moron）」（IQ50-70）、「ボーダーライン（borderline）」（IQ70-80）などに細かく分類された。断種の対象とされた「精神薄弱」は、知能指数が70未満とされた人の総称である[[106]](#footnote-106)。

また、次に述べるとおり、断種の実態を詳細に分析した今日の研究は、精神薄弱者用施設に収容された人々のうち、女性及びラテン系の人々に対して、特に高い割合で断種が行われたことを明らかにしている。

（ⅰ）女性に対する断種

カリフォルニア州において断種が開始された当初、ほとんどの手術は精神病院で行われ、その主たる対象は男性であった。しかし、卵管切除術の医学的リスクが低下するに伴い、精神薄弱者用施設に入所した女性に対する断種が強化され、女性に対する断種が男性に対する断種を上回るようになった[[107]](#footnote-107)。

精神薄弱の女性は道徳的に堕落し、性的に放縦であるという考え方は、当時の多くの優生学者に共通しており[[108]](#footnote-108)、心理学者のルイス・ターマン（Lewis Madison Terman）[[109]](#footnote-109)は、著作の中で「全ての精神薄弱の女性が潜在的な売春婦であることに、異論の余地はほとんどない」と述べている[[110]](#footnote-110)。さらには、性的逸脱そのものが精神薄弱の一種として捉えられ、性的に逸脱した女性は「道徳的に痴愚（moral imbecile）」であるとして、施設に収容されたり断種されたりした[[111]](#footnote-111)。1929年以前に精神薄弱とみなされて断種された女性の4分の3が「性的非行者（sexually delinquent）」とされていたとの報告がある[[112]](#footnote-112)。

また、州立ソノマ施設において1909年から1950年の間に断種された人の55%は女性であった[[113]](#footnote-113)。バトラー施設長は、北カリフォルニアの少年裁判所などと協力し、乱暴で精神的に欠陥があると判断された10代の少女たちをソノマに移して断種を行った。州立ソノマ施設において断種された少女のうち25%は、ただ断種を受けるためだけに入所したとされる[[114]](#footnote-114)。

（ⅱ）ラテン系の人々に対する断種

カリフォルニア州における断種の最も大きな特徴の一つとして、メキシコ系の人々、特にメキシコ系の女性に対し、断種が多く実施されたことが指摘されている。

カリフォルニア州において、特定の人種や民族を指定して断種を行うことは明示的に定められていないが、実際には移民が断種の主要な対象の一つとされた[[115]](#footnote-115)。優生学記録局（Eugenics Record Office）[[116]](#footnote-116)が創刊した雑誌『優生学ニュース（Eugenical News）』には、「メキシコ人は天然痘を持ち込むだけではなく、多数の子孫を残してアメリカ人の古い血を薄め、新しい人種の問題を我々にもたらしている」と訴える記事が掲載された[[117]](#footnote-117)。メキシコ系アメリカ人に対する偏見は顕著であり、州当局もまた、メキシコ人は精神薄弱の割合が高く、「望まれざる移民」であるとみなしていた[[118]](#footnote-118)。メキシコからの移民はチフス・ペスト・天然痘などの疫病をもたらすという偏見[[119]](#footnote-119)に加え、メキシコ系の女性は非常に多産（hyper-fertile）である[[120]](#footnote-120)という誇張されたイメージが流布し、多数の貧しい移民が慈善・福祉機関を疲弊させるという危惧も生まれた[[121]](#footnote-121)。

断種率には、メキシコ系の人々に対するこうした反感が表れている。精神薄弱者用施設で断種された人々のうち、スペイン風の苗字を持つ人の割合は、パシフィック・コロニーでは29%、州立ソノマ施設で21%であり、州立精神病院も合わせると16%であったとの研究[[122]](#footnote-122)がある。アメリカ国勢調査によれば、1910年から1940年の間におけるカリフォルニア州内のメキシコ出身者の人口は、カリフォルニア州の総人口の6.5%以下であったことから、メキシコ出身の人々は断種の対象とされる率が高かったと考えられる。

ラテン系と非ラテン系の男女それぞれについて、1920年から1945年までの間に断種された人数が各人口に占める割合を算出・比較した最近の研究では、ラテン系の男性が断種されるリスクは非ラテン系の男性よりも23%高く、ラテン系の女性が断種されるリスクは非ラテン系の女性よりも59%高かったと推定されている[[123]](#footnote-123)。

（2）病院・施設における断種の実態

精神病院の患者や精神薄弱者用施設の入所者が断種の主な対象とされた背景には、当時のカリフォルニア州における入所者の過密という事情がある。

1870年代から1920年代にかけて、カリフォルニア州における人口当たりの精神異常者の数は全州で最も高いことで知られていた。1870年のアメリカ国勢調査によれば、全人口に占める精神異常者の割合は、全米で1,031人に1人であったのに対し、カリフォルニア州においては489人に1人であり[[124]](#footnote-124)、1910年代後半には、精神病院の過密の改善と防止が州当局の課題となっていた[[125]](#footnote-125)。また、精神薄弱者に関しても、州立ソノマ施設は開設して間もない1880年代後半から過密状態となり、入所待機者数は1920年には824名[[126]](#footnote-126)、1924年には1,023名[[127]](#footnote-127)に上った。さらに、州立精神病院の総入院者数は1910年から1955年にかけて6,864人から36,403人に増加し[[128]](#footnote-128)、州立精神薄弱者用施設である州立ソノマ施設とパシフィック・コロニーでも、1950年には定員超過がそれぞれ33.3%と19.3%に達した[[129]](#footnote-129)。

カリフォルニア州において、断種は精神病院や精神薄弱者用施設の入所者が退所するための前提条件とされていた。病院長や施設長は入所者に断種を行い、退所を促すことによって、病院・施設の慢性的な過密状態に対処していたと考えられる[[130]](#footnote-130)。

精神疾患の患者又は精神薄弱者に対する断種は、主として州内の11の施設において行われた[[131]](#footnote-131)。うち9施設（パットン、ストックトン、ナパ、ノーウォーク、アグニュース、メンドシノ、カマリロ、デウィット、モデストの各州立病院）は精神病院、他の2施設（州立ソノマ施設とパシフィック・コロニー）は精神薄弱者用施設である。中でも断種が盛んに行われたのは、ソノマ、パットン、ストックトンであり、1950年までにこれらの施設で行われた断種の数は、全施設のほぼ6割を占めている（図5）[[132]](#footnote-132)。

図５　カリフォルニア州の病院・施設別断種者数

（人）

（注）1909年から1950年までの累積値である。

（出典）Alex Wellerstein, “States of Eugenics: Institutions and Practices of Compulsory Sterilization in California,” S. Jasanoff, *Reframing Rights: Bioconstitutionalism in the Genetic Age*, MIT Press, 2011, p.38を基に作成。

断種政策は州内において統一的に展開されたわけではなく、断種に対する積極性は病院又は施設によってまちまちであったことが看取できる。こうした事情は、断種に関する大きな裁量が各病院又は施設の長に与えられていたことに由来する[[133]](#footnote-133)。

病院長又は施設長が断種を行う動機も様々であった。

例えば、州立ソノマ施設の施設長であったバトラーが精力的に断種を実施した主な目的は、精神薄弱者を出所させて自立を促すという点にあり、断種の対象となった人が持つ障害が遺伝性のものかどうかは、主たる関心事ではなかったと指摘されている[[134]](#footnote-134)。バトラー自身、精神薄弱の女性を断種するのは、そのような女性が子供を適切に世話することがほとんど不可能だからであり、それが遺伝性か非遺伝性なのかは無視するようになったと述べている[[135]](#footnote-135)。

他方、1906年から1929年までストックトン州立病院の病院長を務めたフレッド・P・クラーク（Fred P. Clark）は、断種手術によって男性の患者の心身の状態が改善されると信じており、主として患者を治療する目的で断種を行っていた[[136]](#footnote-136)。クラークは次のように述べている。「我々は断種手術を開始して以来、この手術には精神衛生及び一般的な健康状態の改善による明らかに有益な効果があり、臓器療法薬[[137]](#footnote-137)としての重要な発見につながる可能性があると信じるに至った。主として恩恵を受けるのは、うつ病、集中力の欠如、極度の神経過敏に苦しんでいる場合である。他の治療法に反応しなかった男性は、術後2〜3週間で精神的にも肉体的にも著しい改善が見られ、後に通常の精神状態と優れた体調を得て退院した。」[[138]](#footnote-138)

他方、アグニュース州立病院での断種者数が比較的少なかったのは、1903年から1931年まで病院長に在任したレナード・ストッキング（Leonard Stocking）が、断種に対する熱意をほとんど持たなかったからだとの指摘がある[[139]](#footnote-139)。ストッキングは断種手術について、「私の意見では、医学的価値はほとんどありません」と述べている[[140]](#footnote-140)。クラークと同様、ストッキングにとっても、重要なのは断種に医学的価値があるかどうかであって、優生学的な価値は断種を推進する上での決定的な要素ではなかったことがうかがえる[[141]](#footnote-141)。

このように、各病院又は施設における断種者数の多寡は、病院長や施設長の個人の信念と密接に結びついており、かつ、その信念は必ずしも優生思想とは関連づけられておらず、治療的理由、懲罰的理由など、様々な理由が断種の動機となり得たと考えられている[[142]](#footnote-142)。

# Ⅳ　被害者に対する補償

カリフォルニア州では、2018年以来、3回にわたって補償法案が廃案とされた後、2021年度予算法によって断種の被害者に対する補償プログラムの予算が認められ、2022年1月1日以降、断種の被害者からの補償申請書の受付を行っている。本項では、州知事による謝罪及びこれまでの法案の審議の経過を記すとともに、現在実施している補償プログラムの概要について述べる。

## １　断種に対する州知事の謝罪

2003年3月11日、グレイ・デイヴィス（Gray Davis）州知事（民主党）はプレスリリースを通じて州による断種について謝罪し、「私たちの心は優生学によって引き起こされた痛みのために重くなっています。それは悲しく、残念な出来事でした――決して繰り返されてはならないものでした」と述べた[[143]](#footnote-143)。州知事による謝罪は、ヴァージニア州、オレゴン州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州に次いで5番目であった[[144]](#footnote-144)。

州の司法長官もまた、同日に謝罪を発表し、州上院は同年6月30日に「優生運動における州の過去の役割及び数千人のカリフォルニア州の男性と女性に行われた不正に対する深い遺憾」を表明する決議を可決した[[145]](#footnote-145)。決議は次のように述べている。

「…（前略）…カリフォルニア州議会上院は、優生運動における州の過去の役割と、数千人のカリフォルニアの男性と女性に行われた不正に対する深い遺憾の意をここに表明すること、/ 本決議が、優生運動によって「遺伝的に不適格」とみなされた障害者やその他の人々に対する過去の偏見と不寛容に対処すること、/ 人種、民族、宗教的信念、経済的地位、障害、又は病気に関係なく、全ての個人は人権を尊重し、他者を尊重しなければならないこと、/ 上院は州の全ての市民が優生運動の歴史に精通するよう促すとともに、同様の忌むべきいかなる疑似科学運動が未来において生じようとも、より教育を受けた寛容な大衆が拒否するよう期待すること、/ 上院議長が決議文のコピーを適切に配布するよう起草者に送付することを決議する。」[[146]](#footnote-146)

他方、歴史研究者や障害者団体関係者の中には､謝罪が不十分であると感じる人々もおり、『ロサンゼルス・タイムズ』紙は、謝罪の対象や人数が明確でなく、断種がいかに行われたかの調査が必要だとの指摘があることを報じた[[147]](#footnote-147)。

## ２　これまでの法案の審議経過

州知事による謝罪から約15年を経た2018年2月15日、民主党のナンシー・スキナー（Nancy Skinner）上院議員らにより、最初の補償法案である｢被害者補償に関して、健康・安全法典（Health and Safety Code）の第20節に第1.5章（第24200条から始まる）を追加し、福祉・施設法典の第4514条及び第5328条を修正する法律案｣が州議会に提出された[[148]](#footnote-148)。

この法案は被害者に対する補償に関し、カリフォルニア州健康・安全法典に「優生学的断種補償プログラム（Eugenics Sterilization Compensation Program）」の規定を追加するなどの改正を行うことにより、1909年から1979年までに州の断種法に基づいて断種された人々に対し、補償金を支払う内容となっている。なお、補償金の額は明記されておらず、その点は2019年以後の法案も同様である[[149]](#footnote-149)。同法案は2018年8月16日の下院歳出委員会の審議を通過せず、廃案となった[[150]](#footnote-150)。

2019年2月22日には、民主党のウェンディ・カリージョ（Wendy Carrillo）下院議員らにより、「被害者補償に関して、健康・安全法典の第20節に第1.5章（第24200条から始まる）を追加し、福祉・施設法典の第4514条及び第5328条を修正する法律案」が州議会に提出された[[151]](#footnote-151)。前年度の法案からの大きな相違は、補償の対象範囲を拡大した点にあり、「1979年以後にカリフォルニア州矯正リハビリテーション局（California Department of Corrections and Rehabilitation）の管理下に置かれ、強制断種を受けた人々」[[152]](#footnote-152)も、補償プログラムの対象として新たに追加された。補償プログラムの名称は「強制的又は非自発的断種に対する補償プログラム（Forced orInvoluntary Sterilization Compensation Program）」とされた[[153]](#footnote-153)。同法案は下院歳出委員会において、2020年1月31日、時間切れにより廃案となった[[154]](#footnote-154)。

2020年2月21日には、カリージョ下院議員らにより、「被害者補償に関して、健康・安全法典の第20節に第1.6章（第24210条から始まる）を追加し、福祉・施設法典の第4514条及び第5328条を修正する法律案」が州議会に提出された[[155]](#footnote-155)。実質的な内容は前年に提出された法案と同様である。新型コロナウイルス感染症の影響により州の予算が逼迫し、この法案は下院歳出委員会で行き詰まっていると報じられた後[[156]](#footnote-156)、最終的に廃案となった[[157]](#footnote-157)。

## ３　補償プログラム予算の成立

こうした努力の末、2021年7月、補償プログラムに関する予算が州議会において認められた。

2021年2月18日、カリージョ下院議員らにより、2019年及び2020年に提出された法案とほぼ同内容の補償法案である「被害者補償に関して、健康・安全法典の第20節に第1.6章（第24210条から始まる）を追加し、福祉・施設法典の第4514条及び第5328条を修正する法律案」が州議会に提出された[[158]](#footnote-158)。

補償プログラムの予算が最終的に認められたのは、この法案が可決されたためではなかった。補償プログラムの実現に向けた4度目の試みにおいて、カリージョ議員は補償法案と並行して補償プログラムの予算案も提出し、両者を同時に審議に付した[[159]](#footnote-159)。同議員によれば、この方法が奏功し[[160]](#footnote-160)、まだ補償法案が審議中であった2021年7月12日、ギャビン・ニューサム（Gavin Newsom）知事（民主党）によって2021年度予算法案が承認され、同法案に盛り込まれていた補償プログラム予算案が認められたのである[[161]](#footnote-161)。

具体的には、断種の被害者を発見して補償金を支払うための資金として750万ドルが確保された[[162]](#footnote-162)。内訳は、補償金が450万ドル、被害者を発見するための補償プログラムの周知及び調査活動の費用が200万ドル、銘板や記念碑の費用が100万ドルである[[163]](#footnote-163)。

このうち、補償プログラムの周知及び調査活動の費用については、既に補償プログラムが実施されたノースカロライナ州及びヴァージニア州において、被害者の発見が困難とされた前例を踏まえて確保されたものであり、周知及び調査活動は「カリフォルニア被害者補償委員会（California Victim Compensation Board: CalVCB）」（以下「補償委員会」という。）[[164]](#footnote-164)がミシガン大学断種及び社会正義研究所と協力して実施すると報じられている[[165]](#footnote-165)。また、2021年9月23日には、補償申請者の調査やアウトリーチ活動の委託のため、非営利団体「より良いコミュニティのための同盟（Alliances for a Better Community）」と契約する資金として、30万ドルの追加予算が認められている[[166]](#footnote-166)。

補償プログラムは2022年1月1日に開始され、以後、補償委員会が断種の被害者からの補償の申請を受け付けている。受付の期限は2023年12月31日である[[167]](#footnote-167)。

なお、補償金は補償の対象となる請求者の数に応じて均等に分配される。1人当たりの支払額は、適格な申請者の数によって異なるため、現時点では確定されていない。補償金は2段階に分けて支給される。初回の支給は申請者の適格性が確認されてから60日以内に行われ、補償委員会が被害者への補償のために確保している資金を、補償委員会が決定した「補償申請予定受給資格者数」で割り、更にその金額を半分に割った額が有資格者に分配される[[168]](#footnote-168)。残余の資金は、2024年3月31日までに有資格者に均等に分配される[[169]](#footnote-169)。1人当たりの補償額は、場合によっては2万5千ドルになると報じられている[[170]](#footnote-170)。別の報道によれば、補償を申請する人は受給資格者の約25%にとどまると予測されている[[171]](#footnote-171)。

## ４　補償プログラムの概要

補償プログラムの予算が2021年度予算法の成立によって認められた一方、補償法案の内容は、単独の法案としてではなく、予算トレーラー法案（budget trailer bill）[[172]](#footnote-172)の一部として位置付けられ[[173]](#footnote-173)、2021年7月16日に知事によって承認された[[174]](#footnote-174)。

同法の内容は、2021年度予算法案と並行して審議していた補償法案と同様であり、健康・安全法典第20 節に第1.6章として補償プログラムを追加し、補償委員会が補償プログラムの管理を担うことを定めている[[175]](#footnote-175)。補償プログラムの対象者は、①1909年から1979年の間に州に存在した断種法に従って州が実施した断種の被害者であって、2021年7月1日時点で存命の者と、②1979年以降に矯正リハビリテーション局の管理下にある受刑者に対して行われた断種の被害者であって、存命の者である[[176]](#footnote-176)。

本項では、この法律に定められた補償委員会の担務を、①補償プログラムの周知、②補償申請書の確認及び検証、③州立刑務所における断種の被害者の特定と通知、④州議会への報告の4点に分けて述べる。括弧内の番号は、健康・安全法典[[177]](#footnote-177)における条番号である。

（1）補償プログラムの周知

補償委員会は受給資格がある者を探す活動を行うこととされている。補償委員会は地域に根ざした組織の助言を求めつつ、ラジオでの広報、ソーシャルメディアへの投稿、図書館・社会福祉施設・長期介護施設・グループホーム・生活支援団体・リエントリー・プログラム[[178]](#footnote-178)・地域センターへのちらしの配布など、様々な方法を使用してアウトリーチ活動を実施する。また、矯正リハビリテーション局は、州の全ての保護観察所、刑務所における受刑者がアクセスできる場所に、補償プログラム、受給資格、申請手続に関する通知を掲示するよう求められている（第24211条(a)(1)）。

（2）補償申請書の確認及び検証

　補償委員会は、被害者から提出された全ての補償申請書を確認、検証し、申請者の身元を特定することとされている。身元の特定のために、ミシガン大学断種及び社会正義研究所が構築した断種データベース、州の公文書館の記録、病院局（Department of State Hospitals）及び発達障害サービス局（Department of Developmental Services）のアーカイブ、州の監査によって収集された州立刑務所における非自発的断種の記録、矯正リハビリテーション局及び同局が契約する医療施設や医療提供者の記録を用いる。また補償委員会は、補償申請者が断種の証拠を提出することを認めなければならない[[179]](#footnote-179)。州当局は、記録を発見して補償委員会と共有するためにあらゆる合理的な努力を払うよう求められている（第24211条(a)(2)）。

（3）州立刑務所における断種の被害者の特定と通知

補償委員会は、1979年以降に州立刑務所内で発生した非自発的断種に関して、他の州や連邦政府の助言を求めつつ、受給資格がある者の連絡先を特定し、断種に関する情報を告知する（disclosing the sterilization）こととされている。補償委員会は連邦法が定める守秘義務の範囲内で、州の矯正リハビリテーション局・雇用開発局・児童扶養手当局・自動車局・州務長官、アメリカ国土安全保障省、アメリカ移民・関税執行局、アメリカ司法省、アメリカ社会保障局などに対し、更に助言を求める。

補償委員会は、地域の受刑者支援団体や、伝染病への暴露の危険性について連絡する責任を負う自治体の保健機関による助言を求めつつ、有資格者に対し、断種及び補償に関する情報を告知する仕組みを作ることとされており、情報が本人に伝わる可能性を最大化するための手段として、無料カウンセリング、文化的・言語的に適切な告知、多様な通信技術へのアクセスが挙げられている。告知の手順には、補償プログラムに基づく補償が受けられる旨の告知と、申請書の提出方法に関する情報が含まれている（第24211条(a)(4)）。

（4）州議会への報告

補償委員会は、提出された補償申請書の数、申請書を提出しておらず情報の告知が必要な有資格者の数、情報が告知された数、承認又は拒否された申請の数、補償金が支払われた申請者の数、提出された不服申立ての数、不服申立ての結果支払われた補償金の合計額について、毎年州議会に報告書を提出しなければならないこととされている。

報告書には、申請者が自主的に提供した性別・人種・民族・障害・年齢・性的指向・性同一性などの情報や、委員会が検証した申請者の断種時の年齢及び施設に関するデータなども含まれる。報告書は一般に公開されるが、人口統計学的な情報は全て総計として報告され、個々の請求者の氏名は極秘とされている（第24211条(b)(1)）。

# Ⅴ　社会の反応

本項では、カリフォルニア州の断種政策の歴史において大きな反響を呼び、強い影響を社会に与えた活動や出来事について概観する。具体的には、1920年代から1930年代にかけて優生学の普及に中心的役割を果たした「人間改良財団（Human Betterment Foundation）」の活動、1930年代に断種をめぐる裁判として注目を集めたアン・ヒューイット（Ann Cooper Hewitt）の事件、今世紀に入ってから行われた州立刑務所内の非自発的断種の問題などを取り上げ、それらの活動や出来事に対して社会がどのような反応を示したかを併せて述べる。

## １　人間改良財団の活動（1929～1943年）

カリフォルニア州を拠点として活動を行った人間改良財団は、1920年代から1940年代にかけて精力的に優生学の普及活動を行い、その普及に大きな役割を果たしたことで知られる。

人間改良財団は、「人体、心、人格、市民性（citizenship）において、人類を保護し改善するための建設的・教育的な力を育成、支援する」ことを目的とし[[180]](#footnote-180)、慈善家のエズラ・ゴズニー（Ezra Seymour Gosney）が1929年に設立した非営利組織である[[181]](#footnote-181)。同財団のメンバーには、ゴズニーのほか、優生学者のポール・ポペノー（Paul Bowman Popenoe）、スタンフォード大学学長のデイビッド・ジョーダン（David Starr Jordan）、ノーベル物理学賞受賞者のロバート・ミリカン（Robert Andrews Millikan）、ゲーテ銀行の会長を務め、カリフォルニア州立大学サクラメント校の初代理事長でもあったチャールズ・ゲーテ（Charles Matthias Goethe）など[[182]](#footnote-182)、著名な学者や大きな経済的・社会的影響力を持った人物が数多く参加していた。

彼らは人間改良財団が掲げる目的の達成に向けて州の断種の実態及び効果に関する研究を行った。その代表的な成果の一つは、ゴズニーとポペノーの共著による報告書『人間の改良のための断種　カリフォルニアにおける6,000回の手術の結果の概要、1909-1929年（Sterilization for Human Betterment: A Summary of Results of 6,000 Operations in California, 1909-1929）』である。2人は財団が設立される前から断種のデータを収集し、断種された人と家族、病院のスタッフらにインタビューを行い､研究の成果をこの報告書として発表した[[183]](#footnote-183)。さらに、9年後の1938年には、フォローアップ調査として、1万回の断種手術の結果の概要を取りまとめた『カリフォルニア州における28年間の断種（Twenty Eight Years of Sterilization in California）』を刊行した[[184]](#footnote-184)。財団はこれらの研究を通じて断種の正当性を主張し、一般大衆や学童に対する優生学の啓蒙、教育に尽力した。

また、人間改良財団のメンバーはナチとも親交を結び、カリフォルニア州における断種の状況をドイツの優生学者に定期的に報告していた。ナチ政権が1933年に制定した「遺伝病子孫予防法」[[185]](#footnote-185)は、『人間の改良のための断種』を実質的な基盤とし、カリフォルニア州の断種法の影響も受けているとされる[[186]](#footnote-186)。「遺伝病子孫予防法」の調査を目的としてドイツを訪れた優生学者のマリー・コップ（Marie Elizabeth Kopp）によれば、ドイツの断種運動の指導者たちは、「遺伝病子孫予防法」の制定に先立ち「カリフォルニアでの実践を入念に研究した」と述べたとされている[[187]](#footnote-187)。また、ポペノーは、ドイツが「全ての文明国の優生学者の最善の考えと一致する政策に向かって進んでいると思われる」と賞賛している[[188]](#footnote-188)。

人間改良財団は一般大衆に対する優生学の啓蒙活動を熱心に行った。ロサンゼルス・タイムズ社長のハリー・チャンドラー（Harry Chandler）は同財団のメンバーの1人であり、『ロサンゼルス・タイムズ・サンデー・マガジン（Los Angeles Times Sunday Magazine）』には、1935年から1941年まで「社会優生学（Social Eugenics）」というコラムが連載され、優生学に関する知識や財団の活動の意義が広められた[[189]](#footnote-189)。

人間改良財団が優生学の普及のために作成したパンフレット『今日の人間の断種（Human sterilization today）』は、多くの人々に配布された。財団はこのパンフレットの中で、精神疾患を持つ人や精神薄弱者がアメリカ国内において急速に増加しつつあることを指摘し、それらの人々をケアするための公費が課税負担を増大させるだけでなく、産業効率を低下させ、犯罪や非行をもたらし、市民としての分別（citizenship）を悪化させることから、多額の費用が必要になると訴えた[[190]](#footnote-190)。断種を受けた人は退院・退所して家族とともに生活するため、施設や精神病院はそれらの人々のケアにかかる費用を節約できるとし、その額は推計200万ドル以上に上ると主張して断種の経済効率性を宣伝した[[191]](#footnote-191)。

こうして財団は断種に対する研究・啓蒙活動に精力的に取り組んだが、その隆盛は長続きしなかった。従来から少なからず存在していたアメリカ国内における優生学批判は、1930年代になると熾烈さを増し、医学、生物学、遺伝学などの分野において優生学の根拠を否定する議論が展開され、知能検査の有効性にも疑義が呈されるようになったとされる[[192]](#footnote-192)。

1940年、州立ソノマ施設の入所者の1人が脱走した時、施設長のバトラーは一旦脱走者を捕えたが、結局は断種を行わないまま解放した。バトラーは同財団に宛てた手紙の中で、「非常に多くの悪評が新聞に書かれ、断種プログラム全体が悪影響を被りかねないため」、強制断種は行わなかったと述べている[[193]](#footnote-193)。このエピソードは、当時の社会において、厳しい批判の目が人間改良財団に向けられていたことを示すと考えられる。

その後、創設者であったゴズニーが1942年に死去すると、翌1943年、人間改良財団は資産をカリフォルニア工科大学に引き渡すことについて同大学と合意し、その歴史に幕を下ろした[[194]](#footnote-194)。

## ２　アン・ヒューイットの事件（1936年）

1936年、電気技師で発明家のピーター・ヒューイット（Peter Cooper Hewitt）の娘アンは、母親らが無断で自分に断種手術を施したとして、州の上級裁判所に損害賠償請求訴訟を提訴した。母親が断種を施したのは、巨額の遺産の相続権を自分から奪うためであるとアンは主張し[[195]](#footnote-195)、母娘の争いは社交界におけるスキャンダラスな事件としてアメリカ国内の耳目を集めた。また、アンの断種手術は施設ではなく個人の医師によって行われたものであり、州の断種法には個人の医師が行う手術に関する規定がなかったことからも、裁判所の判断に注目が集まった[[196]](#footnote-196)。

アンは母親が幼少期の自分をネグレクトし、母親としての義務を果たせない人間であると主張した[[197]](#footnote-197)。一方、母親は、アンが性的に放縦であるために幾多のトラブルを引き起こしてきたことを訴え、娘の精神状態が道徳的な問題を起こすことを危惧して断種を行ったと主張した[[198]](#footnote-198)。また、断種手術の数時間前に行われた診断では、アンは母親の懸念のとおり精神薄弱の一種である魯鈍（moron）であるとされたのに対し[[199]](#footnote-199)、法廷でアンの弁護に立った精神科医は魯鈍ではないと証言した[[200]](#footnote-200)。

最終的に裁判所は、アンに対する断種が悪意によって行われた証拠はなく、断種はカリフォルニア州において合法であるとして、アンの訴えを棄却した[[201]](#footnote-201)。

この裁判によって、州立の病院・施設ではなく個人の医師が、本人の同意なく断種することは合法であると認められた。カリフォルニア州の優生学者たちは裁判所の判断を支持し、ポペノーは、アンは適格な母親になれない以上、遺伝的な欠陥を抱えているかどうかにかかわらず、断種は正当化されると述べた[[202]](#footnote-202)。この時期、優生学者たちは、優生学が個人の発達における環境の重要性を無視しているという批判を受けて、遺伝の法則に固執する立場を離れ、環境要因を考慮し、子供の発達における母親のケアの重要性を強調する戦略をとっていたと考えられる[[203]](#footnote-203)。

この事件を契機として、カリフォルニア州が実施している断種に対する世間の関心も大きく高まったとされる。ただし、断種に対する大衆の反対運動や抗議はほとんどなかった[[204]](#footnote-204)。

## ３　州立刑務所における非自発的断種の発覚（2013年）

2003年の州知事による謝罪から約10年後、州立刑務所において違法な断種が継続して行われていた事実が発覚し、カリフォルニア州の強制断種の歴史に再び光が当てられることとなった。

2013年7月、カリフォルニア州エメリーヴィルを拠点とする非営利報道機関「調査報道センター（Center for Investigative Reporting: CIR）」は、カリフォルニア州の刑務所にいる女性収容者が、2006年から2010年までの間に適切な許可なしに断種手術を受けたと報じた[[205]](#footnote-205)。州の調査の結果、2005-2006会計年度から2012-2013会計年度までの間に刑務所において断種手術を受けた144人の女性のうち、39人についてインフォームド・コンセントのプロセスに欠陥があったことが確認された[[206]](#footnote-206)。

具体的には、断種とその永続的な影響について説明が不十分であったこと、同意書への医師の署名がなかったこと、義務付けられていた待機期間が守られなかったこと、刑務所の医療スタッフと収容者の間で断種手術についてどのような話し合いが行われたかを記録した文書が存在しないことなどの不正が発覚した[[207]](#footnote-207)。

この事件が発覚した後、2014年9月25日、ブラウン知事は、患者の生命が危険にさらされている場合や、代替手順では満たすことができない医学的必要性が証明されている場合を除き、州立刑務所における断種手術を禁止する法案に署名した[[208]](#footnote-208)。

この事件はアメリカ国内で非常に大きな反響を呼び、各種メディアで報じられ、2020年秋には事件を扱った『野獣の腹（Belly of the Beast）』というドキュメンタリー映画も公開された[[209]](#footnote-209)。

インフォームド・コンセントを十分に取得せずに非自発的断種が行われた動機については、州の調査結果では明らかにされていないが、刑務所内での多くの断種手術を行ったジェームズ・ハインリッヒ（James Heinrich）医師は、調査報道センターの取材に対し、「望まれない子供たちに支払う社会福祉費がいくら節約できたかを考えれば、受刑者の断種手術にかかった費用は莫大なものではない」と発言しており[[210]](#footnote-210)、カリフォルニア州サクラメントの地元紙である『サクラメント・ビー』は社説において、「これは恐ろしい発言である。カリフォルニアは、「望ましくない人々」――犯罪者や精神障害者や貧しい人々が子供を産むことを止めさせる､強制断種の歴史に満ちあふれている」と述べている[[211]](#footnote-211)。

州立刑務所におけるこうした違法な断種の被害者は、2021年に予算が承認された州の補償プログラムの対象となっている[[212]](#footnote-212)。

# Ⅵ　教育

　本項では、カリフォルニア州の教育と優生学の関連について取り上げ、高校や大学のカリキュラムにおいて優生学がどのように組み込まれていたか、優生学者が優生学の応用の場としてどのように教育現場に関与していたかについて概観する。最後に、カリフォルニア州の教育機関が、かつて優生政策に関与したことに対しどのように向き合っているかを示す一つの例として、カリフォルニア工科大学によるキャンパス内の建物の名称変更に係る決定について述べる。

## １　教科書における優生学

教科書や教材を通じて高校や大学の学生の間に優生学を浸透させようとする試みは、カリフォルニア州の優生学者たちの主要な関心事の一つであった。

高校生の場合、教育において優生学に接する最初の機会は主として生物学のクラスであった。国立教育研究所図書館（National Institute of Education Library）に所蔵されている、1914年から1948年にかけてアメリカで出版された高校の生物学の教科書41冊を分析した研究によれば、それらの教科書のうち87%が優生学の話題を含んでおり、また70%以上が優生学を正当な科学として推奨しているとされる[[213]](#footnote-213)。

中でも、カリフォルニア州のクレアモント・カレッジズで科学教育方法の講師を担っていたジョージ・ハンター・ジュニア（George William Hunter, Jr.）は、生物学の教科書を旺盛に執筆し、その中で優生学の意義を積極的に説いたことで知られる。国立教育研究所図書館に所蔵された41冊の生物学の教科書のうち、ハンターの著書は8冊に及ぶ[[214]](#footnote-214)。

特に、1941年に出版された『生命科学　社会生物学（Life Science: A Social Biology）』は、ハンターが培った優生学の主題が最も端的に表れた教科書だとされる[[215]](#footnote-215)。ハンターはこの教科書の中で「精神薄弱の人々は、精神的に健康な人たちよりもずっと早く繁殖している。この状況に対処するには、何らかの物理的な管理を行い、この種の人間が繁殖しないようにする必要がある」と述べ、その方法として、男女別の施設への隔離や断種などを挙げている[[216]](#footnote-216)。

また、ハンターは、「覚えておくべき重要な事実は、環境が人の知能を変えるという本当の証拠はないということである」とし、「低級な知能の持ち主は、可能な限りよい条件の下でもほとんどうまくいかないであろうが、優れた知能の持ち主は、どんなハンディキャップを与えられてもうまくやっていけるであろう」と記している[[217]](#footnote-217)。

さらに、戦争の優生学的な可能性についても言及し、「戦争は不健全である。なぜなら、戦争は適格な者を殺し、不適格な者を生かしてその種を伝播させるからである。…（中略）…優れた生物学者であれば、この手順を逆転させ、精神的に不適格な者を戦場に送って殺し、生物学的に適格な者を家に残して種を存続させるであろう」と述べている[[218]](#footnote-218)。

ハンターの教科書は、1914年から1941年までの間に9冊が刊行されており、出版社は全てアメリカン・ブック社である。この事実は、ハンターの教科書の売行きが良好で出版社に十分な利益をもたらしていたこと、言い換えれば、当時の学校においてハンターの教科書がよく受け入れられていたことを示しているとされる[[219]](#footnote-219)。

## ２　人間改良財団の活動

人間改良財団もまた、一般大衆に対する啓蒙と同時に青少年に対する教育を重視し、全米各地の大学からの求めに応じて、学生に配布するための多数の出版物を大量に送付していたことで知られる。1936年には4万5千部のパンフレットを、また1938年には全米の7千人の大学教師に対して7万3千部のパンフレットと6万5千枚のちらしを、教材用として送付してい

る[[220]](#footnote-220)。また、1939年には、同じく全米の7千人の大学教師に対し、『今日の人間の断種』1万

4千部を送付している[[221]](#footnote-221)。

教材を求めた教師たちの学科は、動物学、生物学、遺伝学、優生学から、社会学、教育学、体育学、医学、更には寄生虫学、解剖学、家政学、保育学、スピーチ学、夫婦・家族関係学にまで及び、極めて多様であった[[222]](#footnote-222)。

## ３　知能検査による教育施設の分離

人間改良財団のメンバーには、スタンフォード大学で心理測定学の研究に携わり、スタンフォード・ビネー知能検査を開発したことで知られるルイス・ターマンがおり、ターマンが開発した知能検査は教育現場で非常に強い影響力を持っていた[[223]](#footnote-223)。ターマンが率いるスタンフォード大学教育学部のチームは、カリフォルニア各所で子供たちの知能検査を繰り返し行った[[224]](#footnote-224)。

特に、弟子のハロルド・ウィリアムズ（J. Harold Williams）がウィッティアで行った150人の非行少年（delinquent boys）の調査では、対象となった少年のうち、明らかな精神薄弱（definitely feeble-minded）は28%、ボーダーライン（borderline）は25%、普通の下（dull normal）は22%であり、普通又はそれ以上（normal or above）と判断された少年の割合は25%にとどまるとの結果が示され、非行と遺伝的欠陥の間には明白な相関関係があると受け止められた[[225]](#footnote-225)。

こうした調査が契機となり、1915年、カリフォルニア州少年調査局（California Bureau of Juvenile Research: CBJR）が設立された。同局は、学校や他の州施設の収容者を臨床的に診断し、非行や精神欠陥（mental deficiency）の原因・結果、関連する問題を調査することを目的とした組織であり[[226]](#footnote-226)、小学校において知能検査を実施し、IQスコアが低い子供は、定型的作業を行う労働者、半熟練の労働者、職人以上にはなれないと評価するなど[[227]](#footnote-227)、子供の就業に関する評価や勧告を行った。

その後、少年調査局はロサンゼルスの公立学校を対象として知能検査の実施規模を急速に拡大し、市の全生徒数の約半分に当たる219の小学校において、8万人以上の生徒に対して知能検査を行った[[228]](#footnote-228)。こうした検査の急増は、1910年から1930年までの間に約30万人のメキシコ人が南西部に流入した時期と重なっていた[[229]](#footnote-229)。少年調査局は特にメキシコ人のIQが他の人種と比べて低いとし、その結果を踏まえ、メキシコ系の子供たちを職業訓練や非熟練労働、農業に従事させることを正当化した[[230]](#footnote-230)。

こうした政策の中から、メキシコ系の子供専用の教育施設を用意して隔離しようとする動きが生じた。少年調査局は1910年代の後半以降、知能検査の結果に基づいてオレンジ郡にメキシコ系アメリカ人用の学校を建設し、メキシコ系の子供を分離して産業教育を受けさせていた[[231]](#footnote-231)。1920年代までに、南カリフォルニアの多くの地域においてメキシコ系の子供のための学校が設立され[[232]](#footnote-232)、少年調査局による知能検査の実験がなされていたとの指摘がある[[233]](#footnote-233)。1930年に行われた調査によれば、州内の学校の84.6%がメキシコ系の子供を分離して教育していた[[234]](#footnote-234)。

1945年、オレンジ郡で農場を営んでいたゴンザロ・メンデス（Gonzalo Mendez）は、学区によるメキシコ系の生徒の分離は合衆国憲法修正第14条に違反しているとして連邦裁判所に集団訴訟を提起した。いわゆる「メンデス対ウェストミンスター（Mendez v. Westminster）」訴訟である[[235]](#footnote-235)。翌1946年2月18日、カリフォルニア州南部地区連邦地方裁判所は、メキシコ系の子供たちが分離教育のために英語を使う機会がなく、その習得が遅れているとし、全ての生徒を混在させることは、アメリカの制度と理想を永続させるのに不可欠な共通の文化的態度を生徒たちに根付かせ、発展させるものであると説き、分離教育が子供たちに反感と劣等感を植え付けていることを指摘した上で、公教育は社会的平等の下に、血統に関係なく全ての子供たちに開かれていなければならないとする判決を下した[[236]](#footnote-236)。

1947年4月14日、第9巡回区控訴裁判所は7対0で一審の判決を支持した[[237]](#footnote-237)。同年6月、ウォーレン知事は学校の分離を許可した教育法の規定を廃止する法案に署名し、同法によって州の公立学校における学校の分離は禁止されることとなった[[238]](#footnote-238)。

## ４　カリフォルニア工科大学における施設などの名称変更

人間改良財団が閉鎖されてから約80年後の2021年1月、同財団の財産が移管されていたカリフォルニア工科大学は、優生主義者の名を冠した建物や記念碑の名称を変更すると発表した[[239]](#footnote-239)。

　変更の対象となった名称は、ロバート・ミリカンのほか、ハリー・チャンドラー、エズラ・ゴズニー、ウィリアム・マンロー（William Bennett Munro）、ヘンリー・ロビンソン（Henry Mauris Robinson）、アルバート・ラドック（Albert Billings Ruddock）であり、全て人間改良財団のメンバーであった人物の名である[[240]](#footnote-240)。

カリフォルニア工科大学に対しては、キャンパスの記念碑からこれらの人物の名前を削除するよう求める二つの請願書が提出されており、同大学の命名及び表彰に関する委員会が調査を行っていた[[241]](#footnote-241)。調査の結果、同委員会は、ミリカンのジェンダー・人種・民族に対する姿勢や人間改良財団の他のメンバーの活動は「多様性と包括性に向けたカリフォルニア工科大学の基本的な取組や努力に反している」[[242]](#footnote-242)とし、2020年12月、名称の変更を勧告することを全会一致で決定した[[243]](#footnote-243)。

同委員会の勧告を受け、カリフォルニア工科大学理事会は名称の変更を承認した[[244]](#footnote-244)。カリフォルニア工科大学のトーマス・ローゼンバウム（Thomas Felix Rosenbaum）学長は、名称の変更に当たって発表した声明の末尾において、次のように述べている。

「建物の名称を変更することは象徴的な行為ですが、多様で包括的な環境を作り出すことにおいて現実の効果をもたらします。それは私たちが誰であり、私たちが誰であるように努力するかを定義するのに役立つ行為なのです。」[[245]](#footnote-245)

※本章で述べたカリフォルニア州の断種政策に関する主要な出来事を時系列に沿って整理し、末尾に表2としてまとめた。

|  |  |
| --- | --- |
| 年 | 出来事 |
| 1909年1913年1917年1918年1929年1936年1943年1949年1951年1953年1971年1973年1976年1977年1979年1985年2003年2013年2018年2021年2022年 | 断種法を制定。州立病院・精神薄弱児のケアとトレーニングのための施設（後の州立ソノマ施設）・州立刑務所の収容者について、断種が身体的・精神的・道徳的状態にとって有益でためになるとの判断がなされた場合、断種を実施することが認められた。1909年に制定した断種法を廃止し、新たな断種法を制定。州立精神病院・州立ソノマ施設の収容者については、遺伝性の精神異常、不治の慢性的な躁病、痴呆症に苦しむ者に対して断種が認められた。1913年法を改正し、断種の対象範囲を拡大。州立精神病院、州立ソノマ施設の収容者については、遺伝によると考えられる精神疾患、様々な等級の精神薄弱、性的倒錯症、正常な精神からの著しい逸脱、梅毒性疾患に苦しむ者に対して断種が認められた。フレッド・バトラーが州立ソノマ施設の施設長に就任。以後、同施設は州立病院・施設のうち最も多くの断種を実施した。州の優生主義者が人間改良財団を創設。以後、優生学の啓蒙・普及活動を精力的に行い、ドイツにおける断種法の制定にも影響を及ぼした。アン・ヒューイットが、母親らが自分を同意なく断種したとして提訴したが、裁判所はアンの訴えを棄却した。人間改良財団が閉鎖された。バトラーが州立ソノマ施設の施設長を退任した。断種法を改正し、断種の決定権限を州当局に集中させ、断種の決定に至る手続などを厳格化した。以後、州における断種者数は急減した。親又は後見人の同意に基づく白痴（idiots）及び馬鹿（fools）の断種に係る規定が廃止された。州立刑務所の収容者への断種に係る刑法典の規定が廃止された。B・ローゼンフェルド博士が、ロサンゼルス郡・USC医療センターが連邦政府の家族計画プログラムに基づいて実施している断種の非倫理的な実態について報告書を公表。「マドリガル対キリガン」訴訟。10人のメキシコ系アメリカ人女性が、同意のないまま断種手術を受けたとしてロサンゼルス郡・USC医療センターを提訴し、1978年に敗訴した。インフォームド・コンセントを含め、断種の手続を厳密化した州の規則が発効した。断種法が廃止された。「ヴァレリー・Nの成年後見」訴訟。州最高裁判所は、意思を示す能力を持たない発達障害者の断種を事実上禁じた州の法律は違憲であるとの判決を下した。断種の被害者に対するグレイ・デイヴィス州知事の謝罪が行われた。カリフォルニア州立刑務所の女性収容者が、2006年から2010年にかけて同意なしに断種手術を受けていたことが発覚した。翌年、州立刑務所における断種を原則として禁止する法律が成立した。断種の被害者に対する補償法案が州議会において最初に審議された。1月、カリフォルニア工科大学は、ロバート・ミリカンら優生主義者の名前を冠したキャンパス内の建物などについて、名称を変更すると発表。7月、断種の被害者に対する補償プログラムの予算が州議会で認められた。被害者に対する補償の申請受付が開始された。 |

表２　カリフォルニア州における断種政策をめぐる主な出来事

（注）本表において、「断種法」とは優生学的条項を含む断種法を指す。

（出典）カリフォルニア州の法令、各種研究論文、報道を基に作成。

1. \* 本文中、不当・不適切な差別的表現が含まれるが、当時の状況を反映した表現としてそのまま記載したものである。

\*\* 本章におけるインターネット情報は、調査時点のものである。

 1953年5月には、精神遅滞（mentally retarded）の人々を収容するポーターヴィル州立病院（Porterville State Hospital）が開業し、州内で断種を実施する機関は計12となった。 [↑](#footnote-ref-1)
2. An act to permit asexualization of inmates of the state hospitals and the California Home for the Care and Trainingof Feeble-Minded Children, and of convicts in the state prisons, 1909 Cal. Stat. ch. 720, pp.1093-1094. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1907\_09/1909.pdf> なお、カリフォルニア州の優生学的断種法における「無性化」は断種（sterilization）と同義であり、去勢（castration）は含まない。Philip. R. Reilly,*The Surgical Solution*, Baltimore: John Hopkins University Press, p.48. [↑](#footnote-ref-2)
3. 1909年、「州立ソノマ施設（Sonoma State Home）」に改称。Sonoma Development Center, *Written Historical and Descriptive Data*, p.1. <http://lcweb2.loc.gov/master/pnp/habshaer/ca/ca3600/ca3634/data/ca3634data.pdf> [↑](#footnote-ref-3)
4. Harry Laughlin, *Eugenical Sterilization in the United States,* Chicago: Psychopathic Laboratory of the Municipal Court of Chicago, 1922, p.7. <https://repository.library.georgetown.edu/bitstream/handle/10822/556984/EugenicalSterilizationInTheUS.pdf> [↑](#footnote-ref-4)
5. 州立精神病院を統一的に管理運営するために設置された。知事、州務長官、司法長官、州立病院総監督、州保健委員会書記の5名から成る。An act to establish a State Lunacy Commission, to provide a uniform government and management of the state hospitals for the insane, and to provide for the care, custody, and apprehension of persons believed to be insane, and the commitment of insane persons, and providing for the transfer of unexpendedappropriations of moneys and properties, 1897 Cal. Stat. ch. 227, pp.311-333. [↑](#footnote-ref-5)
6. Ian Robert Dowbiggin, *Keeping America Sane: Psychiatry and Eugenics in the United States and Canada 1880-1940*,Ithaca: Cornell University Press, 2003, pp.120-121. [↑](#footnote-ref-6)
7. J.H. Landman, *Human sterilization: The history of the sexual sterilization movement*, New York: Macmillan, 1932, p.58. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015008176961> [↑](#footnote-ref-7)
8. F.W. Hatch, “Report of the State Commission in Lunacy,” *Biennial Report of the State Commission in Lunacy,* volume 8, 1912, pp.21-22. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015055391554> [↑](#footnote-ref-8)
9. An act to provide for the asexualization of inmates of state hospitals for the insane, the Sonoma State Home, ofconvicts in the state prisons, and of idiots, and repealing an act entitled “An act to permit asexualization of inmatesof the state hospitals and the California Home for the Care and Training of Feeble-Minded Children, and of convictsin the state prisons,” approved April 26, 1909, 1913 Cal. Stat. ch. 363, pp.775-776. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1913/1913.pdf> なお、第4条は1909年法の廃止のみを定めている。 [↑](#footnote-ref-9)
10. *Journal of the Assembly during the Fortieth Session of the Legislature of the State of California 1913*, p.2898. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/DailyJournal/1913/Volumes/13\_jnl\_reg\_ses.PDF>; *Journalof the Senate during the Fortieth Session of the Legislature of the State of California 1913*, p.1777. <https://archive.org/details/jour1913cali> [↑](#footnote-ref-10)
11. 他方、州立刑務所の収容者に対する断種の手順については1909年法の規定が踏襲され、刑務所の常駐医師が州立病院総監督及び州保健委員会書記と協議し、3者又は2者の合意が得られれば断種を行うことができるとされた（第2条）。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 第3条の解釈については諸説ある。研究者のフレドリック・ブラウン（Frederick W. Brown）は、1913年法について、施設等の入所者以外の者を断種する規定を包含しているとしており、第3条を非入所者に対する断種の規定とみなしている。Frederick W. Brown, “Eugenic Sterilization in the United States. Its Present Status,” *Annals of theAmerican Academy of Political and Social Science*, Vol.149, Part 3, 1930.5, pp.28-29. また、同じく研究者のジェイコブ・ランドマン（Jacob Henry Landman）は、同法は強制断種と任意断種の両方の規定を備えていたとしており、第3条を任意断種の規定とみなしている。Landman, *op.cit*.(7), p.308. なお、1913年法においてidiots及びfoolsの定義は記されていないが、アメリカ公衆衛生局のジェームズ・ヒューズ（James E. Hughes）は、精神薄弱者のうち未成年の場合にはidiots、成人の場合にはidiots or foolsを表すと解釈している。James E. Hughes, *Eugenic Sterilizationin the United States:* *A Comparative Summary of Statutes and Review of Court Decisions*, Washington, D.C.: UnitedStates Government Printing Office, 1940, p.5. National Library of Medicine website <https://collections.nlm.nih.gov/ext/dw/1303110R/PDF/1303110R.pdf> [↑](#footnote-ref-12)
13. An act to amend section one of an act entitled “An act to provide for the asexualization of inmates of state hospitalsfor the insane, the Sonoma State Home, of convicts in the state prisons, and of idiots, and repealing an act entitled‘An act to permit asexualization of inmates of the state hospitals and the California Home for the Care and Trainingof Feeble-minded Children, and of convicts in the state prisons,’ approved April 26, 1909,” 1917 Cal. Stat. ch. 489,pp.571-572. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1917/17Vol1\_Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-13)
14. *Journal of the Assembly during the Forty-Second Session of the Legislature of the State of California 1917*, pp.1841-1842. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/DailyJournal/1917/Volumes/17\_jnl\_reg\_ses.PDF>; *Journal of the Senate during the Forty-Second Session of the Legislature of the State of California 1917*, p.617.<https://archive.org/details/journ1917cali> [↑](#footnote-ref-14)
15. これらは全て遺伝性のものであると考えられていた。州立精神病院長又は施設長は、州当局に対して断種手術の許可を書面で求める際、患者の病歴や診断結果を記した後、末尾に必ず「この患者は子孫に遺伝させる可能性が高いため、断種手術を受けるべきであると考える」などと記したとされる。Joel Braslow, *Mental Ills and Bodily Cures:Psychiatric Treatment in the Half of the Twentieth Century*, Berkeley: University of California Press, 1997, p.57. [↑](#footnote-ref-15)
16. An act to establish a Welfare and Institutions Code, thereby consolidating and revising the law relating to and providing for protection, care, and assistance to children, aged persons, and others specially in need thereof, and torepeal certain acts and parts of acts specified herein, declaring the urgency hereof, and providing that this act shall take effect immediately, 1937 Cal. Stat. ch. 369, pp.1005-1183. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1937/37vol1\_Chapters.pdf> なお、第6624条では州立精神病院における断種を規定しており、第7002条で州立精神病院に関する規定を原則として州立精神薄弱者用施設にも適用する旨を規定している。 [↑](#footnote-ref-16)
17. An act to repeal Part 3, except Section 1595, to repeal certain other sections of Penal Code, to amend Sections 107,109, 110, 171, 171a, 171b, 273b, 606, 644, 667, 681, 1168, 1202a, to repeal other acts and parts of acts specified herein, and to add Part 3 to the Penal Code, relating to prisons, jails, prisoners, terms and conditions of imprisonment,the death penalty, parole, reprieves, commutations, pardons, and convict-made goods, 1941 Cal. Stat. ch. 106, pp.1080-1132. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1941/41Vol1\_41Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-17)
18. “An act to establish an institution for the care, confinement and instruction of feeble-minded and epileptic persons: to provide for the government and maintenance thereof, and for the study of mental deficiency and related problems: to provide for admission and commitment to such institution, and to prescribe penalties for unlawfully or improperlycontriving to have persons adjudged feeble-minded under this act; to prescribe penalties for procuring the escape, or aiding or advising in the escape, of inmates, or concealing inmates thereof; to provide a contingent fund for the useof such institution and to make an appropriation therefor,” The Statutes of California 1917, Chapter 776, pp.1623-1632.<https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1917/17Vol1\_Chapters.pdf> 入所者の断種に関する規定は同法の第42条において定められている。 [↑](#footnote-ref-18)
19. Alexandra Minna Stern, *Eugenic Nation: Faults and Frontiers of Better Breeding in Modern America*, 2nd ed., Oakland: University of California Press, 2015, p.83. [↑](#footnote-ref-19)
20. *ibid*., p.135. [↑](#footnote-ref-20)
21. アール・ウォーレン（森田幸夫訳）『ウォーレン回想録』彩流社, 1986, p.305.（原書名：Earl Warren, *The Memoirsof Earl Warren*, New York: Doubleday Garden City, 1977.） [↑](#footnote-ref-21)
22. Alex Wellerstein, “States of Eugenics: Institutions and Practices of Compulsory Sterilization in California,” Sheila Jasanoff, ed., *Reframing Rights: Bioconstitutionalism in the Genetic Age*, Cambridge: MIT Press, 2011, pp.49-51. <https://alexwellerstein.com/publications/wellerstein\_statesofeugenics.pdf> [↑](#footnote-ref-22)
23. *ibid*., pp.37-38. [↑](#footnote-ref-23)
24. Frank Ford Tallman, “Dynamics of change in state mental institutions,” University of California, Regional Oral History Office, *Earl Warren and the State Department of Mental Hygiene*, 1973, pp.19-20. <https://digicoll.lib.berkeley.edu/record/217280> [↑](#footnote-ref-24)
25. Wellerstein, *op.cit*.(22), pp.50-51. [↑](#footnote-ref-25)
26. 州立精神病院長又は州立施設長が断種の実施について州に許可を求めるという点は従来どおりであるが、法改正以前においては州による承認はあくまで形式的なものであったのに対し、法改正後は州精神衛生局が法的にも実質的にも決定権限を持つこととなった。 [↑](#footnote-ref-26)
27. An act to amend Section 6624 of the Welfare and Institutions Code, relating to sterilization of patients in state hospitals or state homes under the jurisdiction of the Department of Mental Hygiene, 1951 Cal. Stat. ch. 552, pp.1706-1707. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1951/51Vol1\_Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-27)
28. “Background Paper,” California Legislature, Senate Select Committee on Genetics, Genetic Technologies and Public Policy*, California’s Compulsory Sterilization Policies, 1909-1979: July 16, 2003 Informational Hearing*,2003, p.iⅴ. [↑](#footnote-ref-28)
29. “Sterilization Operations in California State Hospitals, April 26, 1909 through June 30, 1960,” California Legislature,Senate Select Committee on Genetics, Genetic Technologies and Public Policy, *ibid*. [↑](#footnote-ref-29)
30. 前掲注(27)の法律。 [↑](#footnote-ref-30)
31. An act to repeal Chapter 363 of the Statutes of 1913 and Section 6625 of the Welfare and Institutions Code, relating to the asexualization of idiots and fools, 1953 Cal. Stat. ch. 110, p.844. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1953/53Vol1\_Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-31)
32. An act to repeal section 1320.2, 1671, 2416, 2618, 2689, 2763, 2879, 2964, 3108, 4355, 4522, 4884, 5107, 5587, 5674,6007, 6597, 6780, 7124.1, 7211.1, 7432, 7554, 7710, 8027, 8656, 8782, 8958, 10177.6, and 10562.6 of the Business andProfessions Code; to amend Section 40 of the Civil Code; to repeal Section 388, 388.2, 388.4, and 388.6 of the Education Code; to add Division 4 (Commencing with Section 4000), Division 5 (Commencing with Section 5000), Division 6 (Commencing with Section 6000), Division 7 (Commencing with Section 7000), Division 8 (Commencingwith Section 8000), and Section 14021 and 14150.4 to, to amend Section 9034 of, and to repeal Division 5 (Commencingwith Section 4000), Division 6 (Commencing with Section 5000), Division 6.5 (Commencing with Section 7900), Division 7 (Commencing with Section 8000), Division 8 (Commencing with Section 9000) of, the Welfare and InstitutionsCode, relating to mental health services, 1967 Cal. Stat. ch. 1667, pp.4053-4188. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1967/67Vol3\_Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-32)
33. An act to repeal Article 2 (commencing with Section 2670) of Chapter 4 of title 1 of Part 3 of the Penal Code, relating to asexualization of prisoners, 1971 Cal. Stat. ch. 778, p.1531. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1971/71Vol1\_Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-33)
34. 「本章Ⅰ4「マドリガル対キリガン（Madrigal v. Quilligan）」訴訟とその影響（1976～1978年）」を参照。 [↑](#footnote-ref-34)
35. Stern, *op.cit.*(19), p.223. [↑](#footnote-ref-35)
36. An Act to repeal Section 7254 of Welfare and Institutions Code, relating to sterilization, 1979 Cal. Stat. ch. 552, p.1762. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1979/79Vol1\_Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-36)
37. “Background Paper,” *op.cit.*(28), p.iⅹ. [↑](#footnote-ref-37)
38. Stern, *op.cit.*(19), p.222. なお、1979年に廃止されたのは､1937年に福祉・施設法典として法典化された部分である。1941年に刑法典として法典化された部分は1971年に廃止された。An act to repeal Article 2 (commencing with Section 2670) of Chapter 4 of title 1 of Part 3 of the Penal Code, relating to asexualization of prisoners, 1971 Cal.Stat. ch. 778, p.1531. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1971/71Vol1\_Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-38)
39. *California Legislature: Assembly Final History, 1979-80 Regular Session*, p.786. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/FinalHistory/1979/Volumes/7980vol1\_2ahr.PDF> [↑](#footnote-ref-39)
40. 家族計画プログラムについては「第3-1章Ⅰ4 家族計画プログラムの下での非自発的断種」を参照。 [↑](#footnote-ref-40)
41. Stern, *op.cit*.(19), p.224. [↑](#footnote-ref-41)
42. Jessin v. County of Shasta, 274 Cal.2d 737, 79 Cal.Rptr. 359 (1969). [↑](#footnote-ref-42)
43. Jane Lawrence, “The Indian Health Service and the Sterilization of Native American Women,” *American Indian Quarterly*, 24(3), Summer 2000, p.404. [↑](#footnote-ref-43)
44. Rebecca Kluchin, “How Should a Physician Respond to Discovering Her Patient Has Been Forcibly Sterilized?” *AMA Journal of Eth*ics, 23(1), January 2021, pp.18-25. <https://journalofethics.ama-assn.org/sites/journalofethics.ama-assn.org/files/2020-12/cscm3-2101\_0.pdf> [↑](#footnote-ref-44)
45. Stern, *op.cit*.(19), p.227. 同報告書で取り上げられた病院は、ロサンゼルス郡・USC医療センターのほか、マサチューセッツ州ボストン市立病院、メリーランド州ボルチモア市立病院であった。 [↑](#footnote-ref-45)
46. *ibid*. [↑](#footnote-ref-46)
47. 本章における「強制断種」と「非自発的断種」の語の使い分けについては、「第3-1章Ⅰ1 各州における断種法の制定」の脚注1を参照。なお、今世紀以降にカリフォルニア州立刑務所の収容者に対して行われた実質的に強制的な性格を持つ断種は、｢非自発的断種｣とした。 [↑](#footnote-ref-47)
48. Renee Tajima-Peña, “Más Bebés? An Investigation of the Sterilization of Mexican-American Women at Los AngelesCounty-USC Medical Center during the 1960s and 70s,” *The Scholar and Feminist Online*, Issue 11.3, Summer 2013.<https://sfonline.barnard.edu/life-un-ltd-feminism-bioscience-race/mas-bebes-an-investigation-of-the-sterilization-of-mexican-american-women-at-los-angeles-county-usc-medical-center-during-the-1960s-and-70s/> [↑](#footnote-ref-48)
49. Maya Manian, “Coerced Sterilization of Mexican-American Women: The Story of Madrigal v. Quilligan,” Melissa Murray et al., eds., *Reproductive Rights and Justice Stories*, St. Paul, Minnesota: Foundation Press, 2019, pp.100-101, 104. [↑](#footnote-ref-49)
50. *ibid*., p.101. [↑](#footnote-ref-50)
51. Karina Cardenas, “Who Makes the Decision to Sterilize Mexican Women? The Doctor-Patient Debate in Madrigal v.Quilligan in the 1970s,” *Perspectives*, vol.45, Spring 2018, p.64. <https://www.calstatela.edu/sites/default/files/groups/Perspectives/Vol45/who\_makes\_the\_decision\_to\_sterilize\_mexican\_women.pdf>; Antonia Hernandez, “Chicanas and the Issue of Involuntary Sterilization: Reforms Needed to Protect Informed Consent,” *Chicano Law Review*, 3(3), 1976, pp.4-5. <https://escholarship.org/content/qt35v8r48h/qt35v8r48h.pdf?t=n5esjo> [↑](#footnote-ref-51)
52. Manian, *op.cit*.(49), p.106. [↑](#footnote-ref-52)
53. *ibid*., pp.107-108. [↑](#footnote-ref-53)
54. *ibid*., p.108. [↑](#footnote-ref-54)
55. Rebecca M. Kluchin, *Fit to Be Tied: Sterilization and Reproductive Rights in America, 1950–1980*, New Brunswick:Rutgers University Press, 2009, p.167. [↑](#footnote-ref-55)
56. なお、ベンカーは同センターの産科病棟で断種を強制するような行為をほぼ毎日目撃していたと証言し、陣痛に苦しむ女性に対し、医師が鎮痛剤の投与と引換えに断種手術の同意書に署名するよう迫ったことなどを語った。Manian, *op.cit*.(49), pp.9-10. [↑](#footnote-ref-56)
57. Stern, *op.cit*.(19), p.229. [↑](#footnote-ref-57)
58. Madrigal v Quilligan, CV 75-2057-JWC (C.D. Cal. June 7, 1978); affirmed, 639 F 2d 789 (9th Cir. 1981). [↑](#footnote-ref-58)
59. *ibid*. [↑](#footnote-ref-59)
60. “County Apologizes for Forced Sterilizations 1968-1974,” Aug 7, 2018. Sheila Kuehl website <https://supervisorkuehl.com/county-apologizes-for-forced-sterilizations-1968-1974/> [↑](#footnote-ref-60)
61. “Revised Motion by Supervisors Sheila Kuehl and Hilda L. Solis: Apologizing for Historical Coerced Sterilization Practices,” August 7, 2018. County of Los Angeles website <http://file.lacounty.gov/SDSInter/bos/supdocs/124712.pdf>ロサンゼルス郡監督委員会（Los Angeles County Board of Supervisors）は、5名の公選委員から成るロサンゼルス郡の郡政執行機関（郡政府）である。 [↑](#footnote-ref-61)
62. “Motion by Supervisor Hilda L. Solis: Reparations for Forced Sterilizations at LAC+USC,” July 13, 2021. County of Los Angeles website <https://file.lacounty.gov/SDSInter/bos/supdocs/159967.pdf> [↑](#footnote-ref-62)
63. Kluchin, *op.cit*.(55), p.199. [↑](#footnote-ref-63)
64. *ibid*., pp.199-200. [↑](#footnote-ref-64)
65. *ibid*., p.201. [↑](#footnote-ref-65)
66. *ibid*., pp.199-200. [↑](#footnote-ref-66)
67. California Medical Assn. v. Lackner, 124 Cal. App. 3d 29 (1981); Marlene H. Prendergast, “Sterilization Regulation: Government Efforts to Guarantee Informed Consent,” *Santa Clara Law Review*, 18(4), 1978, pp.980-982. <https://digitalcommons.law.scu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2192&context=lawreview> [↑](#footnote-ref-67)
68. 43 Fed. Reg. 52171 (1978). <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-1978-11-08/pdf/FR-1978-11-08.pdf> [↑](#footnote-ref-68)
69. 44 Fed. Reg. 5665 (1979). <https://archives.federalregister.gov/issue\_slice/1979/1/29/5664-5666.pdf#page=2> [↑](#footnote-ref-69)
70. Kluchin, *op.cit*.(55), p.202. [↑](#footnote-ref-70)
71. *ibid.* [↑](#footnote-ref-71)
72. Dick Grosboll, “Sterilization Abuse: Current State of the Law and Remedies for Abuse,” *Golden Gate University* *Law Review*, 10(3), Summer 1980, p.1163. <https://digitalcommons.law.ggu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1205&context=ggulrev> [↑](#footnote-ref-72)
73. カリフォルニア州政府が運営するメディケイド（低所得者等用の公的医療保険制度）の呼称。 [↑](#footnote-ref-73)
74. California Medical Assn. v. Lackner, 124 Cal. App. 3d 29 (1981). [↑](#footnote-ref-74)
75. Kluchin, *op.cit*.(55), pp.202-203. [↑](#footnote-ref-75)
76. 遺言の検認、遺産管理等の裁判権を有する機関であり、後見人制度も管轄する。 [↑](#footnote-ref-76)
77. アリシア・ウーレット（安藤泰至・児玉真美訳）『生命倫理学と障害学の対話―障害者を排除しない生命倫理へ―』生活書院, 2014, pp.200-203.（原書名：Alicia Ouellette, *Bioethics and Disability: Toward a Disability-Conscious Bioethics*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013.） [↑](#footnote-ref-77)
78. An act to add Division 4 (commencing with Section 1400) to, and Sections 2356, 2452, and 2628 to, and to repeal Division 4 (commencing with Section 1400) and Division 5 (commencing with Section 1701) of, the Probate Code, relating to guardianship, conservatorship, and other protective proceedings, 1979 Cal. Stat. ch. 726, pp.2334-2455. <https://clerk. assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1979/79Vol2.PDF#page=3> 第2356条(d)は、「いかなる被後見人も本編の条項の下で断種されてはならない（No ward or conservatee may be sterilized under theprovision of this division）」と定めていた。 [↑](#footnote-ref-78)
79. John Hackett, “Procreative Choice for the Incompetent Developmentally Disabled: Conservatorship of Valerie N.,” *DePaul Law Review*, 36(1), Fall 1986, pp.107-109. <https://via.library.depaul.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2132&context=law-review> [↑](#footnote-ref-79)
80. 広義における発達障害（developmental disability）は、身体、学習、言語、行動の各領域の障害に起因する一群の状態を指し、ADHD、自閉症スペクトラム、学習障害だけでなく、脳性麻痺、難聴、知的障害、視覚障害なども含む。“Facts About Developmental Disabilities.” Centers for Disease Control and Prevention website <https://www.cdc.gov/ncbddd/developmentaldisabilities/facts.html> [↑](#footnote-ref-80)
81. Conservatorship of Valerie N., 40 Cal.3d 143, 219 Cal.Rptr. 387, 707 P.2d 760 (1985). [↑](#footnote-ref-81)
82. 障害者が日常生活を送るための能力を習得し、向上させること。 [↑](#footnote-ref-82)
83. Conservatorship of Valerie N., 40 Cal.3d 143, 219 Cal.Rptr. 387, 707 P.2d 760 (1985). [↑](#footnote-ref-83)
84. *ibid*. [↑](#footnote-ref-84)
85. ウーレット　前掲注(77), pp.203-205. [↑](#footnote-ref-85)
86. 全米女性司法センター（National Women’s Law Center）の報告によれば、31州及びワシントンD.C.おいて、意思を示す能力のない障害者に代わり、後見人や家族などが断種に同意することを認める法律が存在するとされる。National Women’s Law Center, *Forced Sterilization of Disabled People in the United States*, [2022]. <https://nwlc.org/wp-content/uploads/2022/01/%C6%92.NWLC\_SterilizationReport\_2021.pdf> なお、同センターは、そのような法律に基づいて行われる断種も強制断種（forced sterilization）であるとしている。 [↑](#footnote-ref-86)
87. An act to amend Sections 683 and 954 of the Civil Code, to amend Sections 852, 952, 6661, 6801, 6804, 6855, 14854, 14860, and 18318.5 of the Financial Code, to amend Section 8751.1 of the Health and Safety Code, and to repeal and reenact the Probate Code, relating probate, 1990 Cal. Stat. ch. 79, pp.458-972. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1990/90Vol1\_Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-87)
88. *ibid.* [↑](#footnote-ref-88)
89. Martha A. Field and Valerie A. Sanchez, *Equal Treatment for People with Mental Retardation: Having and Raising Children*, Cambridge, Mass: Harvard University Press, 2001, p.86. [↑](#footnote-ref-89)
90. Stern, *op.cit.*(19), p.100. [↑](#footnote-ref-90)
91. Jonas Robitscher, ed., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 1-2. [↑](#footnote-ref-91)
92. *ibid*. [↑](#footnote-ref-92)
93. Braslow, *op.cit*.(15), p.39. [↑](#footnote-ref-93)
94. Alexandra Minna Stern et al., “California’s Sterilization Survivors: An Estimate and Call for Redress,” *American Journal of Public Health*, 107(1), January 2017, pp.50–54. <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5308144/pdf/AJPH.2016.303489.pdf> [↑](#footnote-ref-94)
95. *ibid.*, p.52. [↑](#footnote-ref-95)
96. ミシガン、ノースカロライナ、アイオワ、カリフォルニア、ユタの5州における優生学と断種の歴史を分析する学際的な研究チーム。Sterilization and Social Justice Lab website <https://www.ssjlab.org/> [↑](#footnote-ref-96)
97. Sterilization and Social Justice Lab at University of Michigan, “Total living survivors of California’s state eugenic sterilization law, by specific characteristics.” <https://docs.google.com/document/d/1gOQpR5Tdt1FJPG4-rocSnnSOg3lcpl9ta5yFb9zVTGk/edit> [↑](#footnote-ref-97)
98. 断種法の廃止後も、カリフォルニア州立刑務所において、女性の収容者に対し本人の同意なしに断種が行われていたことが判明しており、補償プログラムの対象となっている。「本章Ⅴ3 州立刑務所における非自発的断種の発覚（2013年）」を参照。 [↑](#footnote-ref-98)
99. Juliana Jiménez J. and Noticias Telemundo, “California compensates victims of forced sterilizations, many of them Latinas,” July 24, 2021. NBC News website <https://www.nbcnews.com/news/latino/california-compensates-victims-forced-sterilizations-many-latinas-rcna1471> [↑](#footnote-ref-99)
100. Ethan Blue, “The Strange Career of Leo Stanley: Remaking Manhood and Medicine at San Quentin State Penitentiary,1913-1951,” *Pacific Historical Review*, 78(2), May 2009, p.220. [↑](#footnote-ref-100)
101. *ibid*., p.226. [↑](#footnote-ref-101)
102. Stern, *op.cit.*(19), p.283. ただし優生学者らは、犯罪行動それ自体は遺伝しないことを認める一方、遺伝性だと考えられた特定の条件（精神薄弱、精神病質、興奮性、放浪性、自制心の弱さなど）は犯罪に結びつく重要な因子だと主張していた。Natalie Lira, *Laboratory of Deficiency*, Oakland: University of California Press, 2022, p.117. [↑](#footnote-ref-102)
103. カリフォルニア州の精神病院の収容患者数は精神薄弱者用施設の収容者数の5倍であり、手術件数も精神病院の方が多かった。1940年における精神病院の患者数は22,953人であったのに対し、州立ソノマ施設とパシフィック・コロニーの収容者数は合わせて4,076人であったとされる。Stern, *op.cit*.(19), p.120. [↑](#footnote-ref-103)
104. 統合失調症を指す。 [↑](#footnote-ref-104)
105. Stern, *op.cit.*(19), pp.115-117. [↑](#footnote-ref-105)
106. Lewis M. Terman, *The Measurement of Intelligence: An Explanation of and a Complete Guide for the Use of the Stanford Revision and Extension of the Binet-Simon Intelligence Scale*, Boston: Houghton Mifflin Company, 1916,p.79. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=uc2.ark:/13960/t85h7g024&view=1up> [↑](#footnote-ref-106)
107. Stern, *op.cit.*(19), p.121. [↑](#footnote-ref-107)
108. ダニエル・J・ケヴルズ（西俣総平訳）『優生学の名のもとに―「人類改良」の悪夢の百年―』朝日新聞社, 1993, p.187.（原書名：Daniel J. Kelves, *In the Name of Eugenics: Genetics and the Uses of Human Heredity*, New York:Alfred A. Knopf, 1985.） [↑](#footnote-ref-108)
109. 優生学者としてのターマンの活動については「本章Ⅵ3 知能検査による教育施設の分離」を参照。 [↑](#footnote-ref-109)
110. Terman, *op.cit.*(106), p.11. [↑](#footnote-ref-110)
111. Jess Whatcott, “Sexuality, Disability and Madness in California’s Eugenics Era,” Russell Shuttleworth and Linda Mona, eds., *The Routledge Handbook of Disability and Sexuality*, Taylor & Francis, 2000. [↑](#footnote-ref-111)
112. E. S. Gosney and Paul Popenoe, *Sterilization for Human Betterment: A Summary of Results of 6,000 Operations in California, 1909–1929*, New York: Macmillan, 1929, pp.39-40. [↑](#footnote-ref-112)
113. Stern, *op.cit.*(19), p.120. [↑](#footnote-ref-113)
114. *ibid*. [↑](#footnote-ref-114)
115. Nicole L. Novak et al., “Disproportionate Sterilization of Latinos under California’s Eugenic Sterilization Program, 1920–1945,” *American Journal of Public Health*, 108(5), May 2018, p.611. <https://ajph.aphapublications.org/doi/epdf/10.2105/AJPH.2018.304369> [↑](#footnote-ref-115)
116. 優生学記録局については、「第2章Ⅱ2(2) 優生学記録局とダヴェンポート」及び「第3-1章Ⅴ1 強制断種の推進者」を参照。 [↑](#footnote-ref-116)
117. “Mexican Strays in California,” *Eugenical News*, 11(6), June 1926, p.88. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=osu.32435057123010&view=page&seq=94> [↑](#footnote-ref-117)
118. *Surveys in Mental Deviation in 366 Prisons, Public Schools, and Orphanages in California*, California State Board on Charities and Corrections, 1918, p.14. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=uc1.b5267760&view=page&seq=20> [↑](#footnote-ref-118)
119. Stern, *op.cit.*(19), p.21. [↑](#footnote-ref-119)
120. Elena R. Gutiérrez, *Fertile Matters: The Politics of Mexican-Origin Women’s Reproduction*, Austin: University of Texas Press, 2008, pp.10-11. [↑](#footnote-ref-120)
121. Stern, *op.cit.*(19), p.57. [↑](#footnote-ref-121)
122. *ibid*., p.122. [↑](#footnote-ref-122)
123. Novak et al., *op.cit.*(115), p.612. そのほか、アフリカ系アメリカ人についても断種率が高かったことが知られている。アフリカ系アメリカ人がカリフォルニア州の人口に占める割合は1%であったのに対し、全断種者数の4%を占めていたとされる。Alexandra Minna Stern, “Sterilized in the Name of Public Health,” *American Journal of Public Health*, 95(7), July 2005, p.1131. <https://ajph.aphapublications.org/doi/pdf/10.2105/AJPH.2004.041608?download=true> [↑](#footnote-ref-123)
124. Richard W. Fox, *So Far Disordered in Mind: Insanity in California*, *1870-1930*, Berkeley: University of California Press, 1978, p.18. [↑](#footnote-ref-124)
125. 中村満紀男編著『優生学と障害者』明石書店, 2005, p.172. [↑](#footnote-ref-125)
126. F.O. Butler, “Report of Medical Superintendent, Sonoma State Home,” *Biennial Report of the State Commission in Lunacy*, volume 12, 1920, p.57. [↑](#footnote-ref-126)
127. State Board of Charities and Corrections of the State of California, *Report on Survey of Sonoma State Home WaitingList*, Sacramento: Senate Publications, 1925, p.8. [↑](#footnote-ref-127)
128. Braslow, *op.cit*.(15), p.21. [↑](#footnote-ref-128)
129. “Table 1 Population, Normal Capacity, and Excess Population, All Institutions, June 30, 1950,” California Legislature,Senate Select Committee on Genetics, Genetic Technologies and Public Policy, *California’s Compulsory Sterilization Policies, 1909-1979: July 16, 2003 Informational Hearing*, Sacramento: Senate Publications, 2003. [↑](#footnote-ref-129)
130. Stern, *op.cit*.(19), pp.117-119. [↑](#footnote-ref-130)
131. このほか、断種を実施していた州立病院として、1953年5月に開業したポーターヴィル州立病院がある。 [↑](#footnote-ref-131)
132. Wellerstein, *op.cit.*(22), p.37. [↑](#footnote-ref-132)
133. Ⅰの1(4)で述べたとおり、法律上、断種の決定権限は州にあると定められていたが、実質的には病院長又は施設長が断種の可否等を決定していた。 [↑](#footnote-ref-133)
134. Wellerstein, *op.cit.*(22), pp.41-42. [↑](#footnote-ref-134)
135. Wendy Kline, *Building a Better Race: Gender, Sexuality, and Eugenics from the Turn of the Century to the Baby Boom*, Berkeley: University of California Press, 2005, p.100. [↑](#footnote-ref-135)
136. Braslow, *op.cit*.(15), pp.61-65. [↑](#footnote-ref-136)
137. 臓器療法（organo therapy）は、動物の臓器又はその抽出物（ホルモンなど）を用いて臓器の機能障害やその他の疾患を治療する方法を指す。クラークは、精管が切断され精巣の分泌物が体内に吸収されることによって、精神の健康状態が改善されると信じていた。*ibid*., p.61. [↑](#footnote-ref-137)
138. Fred P. Clark, “Report of Medical Superintendent, Stockton State Hospital,” *Biennial Report of the State Commissionin Lunacy*, volume 10, 1916, p.52. [↑](#footnote-ref-138)
139. Wellerstein, *op.cit.*(22), pp.38-40. [↑](#footnote-ref-139)
140. Harry H. Laughlin, *Eugenical Sterilization in the United States*, Chicago: Psychopathic Laboratory of the MunicipalCourt of Chicago, 1922, p.58. [↑](#footnote-ref-140)
141. Braslow, *op.cit*.(15), p.58. [↑](#footnote-ref-141)
142. Stern, *op.cit.*(19), p.114. [↑](#footnote-ref-142)
143. State of California Office of the Attorney General, “Governor Davis Makes Statement on Eugenics,” March 11 2003.<https://www.documentcloud.org/documents/724326-eugenic-apologies-from-gov-gray-davis-and-ag> [↑](#footnote-ref-143)
144. Stern, *op.cit.*(19), p.1. [↑](#footnote-ref-144)
145. “California Legislature: 2003-2004 Regular Session, Senate Resolution No.20 Relative to eugenics,”2003.5.15. CaliforniaLegislative Information website <http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\_id=200

320040SR20> [↑](#footnote-ref-145)
146. *ibid*. [↑](#footnote-ref-146)
147. “The Nation; Davis’ Apology Sheds No Light on Sterilizations in California; Lack of an inquiry into the state’s ambitious eugenics effort and its 20,000 victims angers some historians and disabled advocates,” *Los Angeles Times*, Mar 16, 2003. [↑](#footnote-ref-147)
148. An act to add Chapter 1.5 (commencing with Section 24200) to Division 20 of the Health and Safety Code, and to amend Sections 4514 and 5328 of the Welfare and Institutions Code, relating to victim compensation, Senate Billno. 1190, February 15, 2018. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\_id=201720180SB1190> [↑](#footnote-ref-148)
149. スキナー議員は1人当たり2万5千ドルの補償を検討していると報じられた。Lilia Vega, “California could givecompensation to forced sterilization survivors,” *KALW*, Aug 8, 2018. <https://www.kalw.org/post/california-could-give-compensation-forced-sterilization-survivors#stream/0> [↑](#footnote-ref-149)
150. “A Bill to Compensate Survivors of Eugenic Sterilization in California,” 2018.3.28. Center for Genetics and Society website <https://www.geneticsandsociety.org/biopolitical-times/bill-compensate-survivors-eugenic-sterilization-california> [↑](#footnote-ref-150)
151. An act to add Chapter 1.5 (commencing with Section 24200) to Division 20 of the Health and Safety Code, and to amend Sections 4514 and 5328 of the Welfare and Institutions Code, relating to victim compensation, Assembly Bill no. 1764, February 22, 2019. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\_id=201920200AB1764> [↑](#footnote-ref-151)
152. 2006年から2010年までの間に、女性の受刑者を対象として適切なインフォームド・コンセントを得ずに断種手術が行われ、後に大きな社会問題となった。「本章Ⅴ3 州立刑務所における非自発的断種の発覚（2013年）」を参照｡ [↑](#footnote-ref-152)
153. An act to add Chapter 1.5 (commencing with Section 24200) to Division 20 of the Health and Safety Code, and to amend Sections 4514 and 5328 of the Welfare and Institutions Code, relating to victim compensation, Assembly Bill no. 1764. [↑](#footnote-ref-153)
154. *ibid.* カリフォルニア州憲法の定めにより、立法会期（2年）の最初の年に審議が開始され、翌年の1月31日までに可決されなかった法案は廃案となる。California Constitution, Article IV Legislative, Sec. 10(c). <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\_displaySection.xhtml?lawCode=CONS&sectionNum=SEC.%2010.&article=IV> [↑](#footnote-ref-154)
155. An act to add Chapter 1.6 (commencing with Section 24210) to Division 20 of the Health and Safety Code, and to amend Sections 4514 and 5328 of the Welfare and Institutions Code, relating to victim compensation, Assembly Bill no. 3052, February 21, 2020. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\_id=201920200AB3052> [↑](#footnote-ref-155)
156. “Belly of the Beast: California’s dark history of forced sterilizations,” *Guardian*, 30 Jun 2020. <https://www.theguardian.com/us-news/2020/jun/30/california-prisons-forced-sterilizations-belly-beast> [↑](#footnote-ref-156)
157. An act to add Chapter 1.6 (commencing with Section 24210) to Division 20 of the Health and Safety Code, and to amend Sections 4514 and 5328 of the Welfare and Institutions Code, relating to victim compensation, Assembly Bill no. 3052. [↑](#footnote-ref-157)
158. An act to add Chapter 1.6 (commencing with Section 24210) to Division 20 of the Health and Safety Code, and to amend Sections 4514 and 5328 of the Welfare and Institutions Code, relating to victim compensation, Assembly Bill no. 1007, February 18, 2021. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\_id=202120220AB1007> [↑](#footnote-ref-158)
159. “California will pay reparations to survivors of state-sanctioned forced, involuntary sterilizations,” July 14, 2021.ABC7 Eyewitness News website <https://abc7.com/california-forced-sterilization-reparations-eugenics-laws/10885781/> [↑](#footnote-ref-159)
160. *ibid.* [↑](#footnote-ref-160)
161. The Budget Act of 2021, 2021. Cal. Stat. Ch. 69, § 247. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\_id=202120220SB129> なお、カリフォルニア州において、会計年度は7月1日から翌年6月30日までである。 [↑](#footnote-ref-161)
162. *ibid.* [↑](#footnote-ref-162)
163. *ibid.* [↑](#footnote-ref-163)
164. 犯罪等の被害者の支援を目的とした州の組織。委員長（州の政府業務局長官（Secretary of the Government OperationsAgency）が務める。）、州の財務監督官、知事によって任命された委員の3名から成り、暴力犯罪等の被害者のための補償プログラムを管理するほか、被害者による賠償請求などの問題について決定を下す。“About the Board.” California Victim Compensation Board website <https://victims.ca.gov/board/> [↑](#footnote-ref-164)
165. ノースカロライナ州及びヴァージニア州では、多くの被害者が既に亡くなったか、あるいは追跡が困難であったために、補償金の分配に苦労したと報じられている。Amanda Morris, “You Just Feel Like Nothing’: California to Pay Sterilization Victims,” *New York Times*, July 11, 2021. <https://www.nytimes.com/2021/07/11/us/california-reparations-eugenics.html> ミシガン大学断種及び社会正義研究所については、前掲注(96)を参照。 [↑](#footnote-ref-165)
166. An act to amend the Budget Act of 2021 (Chapters 21 and 69 of the Statutes of 2021), 2021 Cal. Stat. Ch. 240. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\_id=202120220SB170> [↑](#footnote-ref-166)
167. “California Forced or Involuntary Sterilization Compensation Program.” California Victim Compensation Board website <https://victims.ca.gov/fiscp/> [↑](#footnote-ref-167)
168. 2021 Cal. Stat. ch. 77. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\_id=202120220AB137> 補償委員会によれば、2022年12月20日の時点における補償プログラムの申請者は309名であり、うち45名に対し、初回の支給として1万5千ドルの補償金を支払うことが既に認められている。“At Program’s Halfway Point, California Continues to Search for Survivors of State-Sponsored Forced Sterilization to Compensate Them,” December 21, 2022. California Victim Compensation Board website <https://victims.ca.gov/news-releases/at-programs-halfway-point-california-continues-to-search-for-survivors-of-state-sponsored-forced-sterilization-to-compensate-them/> [↑](#footnote-ref-168)
169. *ibid.* [↑](#footnote-ref-169)
170. “California Pays $4.5M to State-Forced Sterilization Victims,” *Governing*, 2022.2.14. <https://www.governing.com/community/california-pays-4-5m-to-state-forced-sterilization-victims> [↑](#footnote-ref-170)
171. “California to pay victims of forced, coerced sterilizations,” July 8, 2021. AP NEWS website <https://apnews.com/article/california-business-science-health-government-and-politics-bb019f426cdbb839790ac98d420a0224> [↑](#footnote-ref-171)
172. 予算を成立させるために特定の法改正を実施する法案。一般に「運輸」「福祉」「教育」など、予算上の主要分野ごとに個別の法案が必要とされる。“A Guide for Accessing California Legislative Information.” California LegislativeInformation website <http://www.leginfo.ca.gov/guide.html#Appendix\_A> [↑](#footnote-ref-172)
173. California Victim Compensation Board, “Victim Compensation Board Meeting Agenda, Item 1,” 2021.11.18, p.4. <https://victims.ca.gov/uploads/2021/11/Board-Materials\_Nov.pdf> [↑](#footnote-ref-173)
174. 2021 Cal. Stat. ch. 77. [↑](#footnote-ref-174)
175. *ibid.* [↑](#footnote-ref-175)
176. *ibid.* なお、1970年代にロサンゼルス郡・USC医療センターにおいて非自発的な断種が行われたが、その被害者に対する補償は含まれていない。同センターにおける断種については、「本章Ⅰ4 「マドリガル対キリガン（Madrigal v. Quilligan）」訴訟とその影響（1976～1978年）」を参照。 [↑](#footnote-ref-176)
177. Cal. Health & Safety Code § 24210-24217 (2021). [↑](#footnote-ref-177)
178. 受刑者に対して釈放前後に矯正教育等を実施し、徐々に社会に慣れさせ，段階的に社会復帰を実現させるプログラム。 [↑](#footnote-ref-178)
179. 補償委員会は、手続の迅速化のために、申請者が断種の証拠書類を提出することを推奨しており、具体例として、断種の推薦書、手術への同意書、関連する裁判所又は機関の記録、申請者・医師・断種の知識を持つ別の個人による署名された申立書などを挙げている。“California Forced or Involuntary Sterilization Compensation Program,” *op.cit*.(167) [↑](#footnote-ref-179)
180. E. S. Gosney and Paul Popenoe, Sterilization for Human Betterment: A Summary of Results of 6,000 Operations in California, 1909-1929, New York: Macmillan, pp.192-193. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=uc1.32106005425100> [↑](#footnote-ref-180)
181. 設立年については、1928年と記した文献も多くある。本章は以下を典拠とした。David A. Valone, “Eugenic Sciencein California: The Papers of E. S. Gosney and the Human Betterment Foundation,” *Mendel Newsletter*, No.5, February1996. American Philosophical Society website <http://www.amphilsoc.org/mendel/1996.htm#Valone> [↑](#footnote-ref-181)
182. Human Betterment Foundation, *Human Sterilization Today*, 1938, p.6. Library of Congress website <https://www.loc.gov/resource/rbpe.0020380g/>; Gosney and Popenoe, *op.cit.*(180), pp.193-194. [↑](#footnote-ref-182)
183. Gosney and Popenoe, *ibid.* [↑](#footnote-ref-183)
184. Paul B. Popenoe and E.S. Gosney, *Twenty-eight Years of Sterilization in California*, Pasadena: Human Betterment Foundation, 1938. [↑](#footnote-ref-184)
185. 詳細は「第4章Ⅰ2(1) 遺伝病子孫予防法の制定経緯等」を参照。 [↑](#footnote-ref-185)
186. シュテファン・キュール（麻生九美訳）『ナチ・コネクション―アメリカの優生学とナチ優生思想―』明石書店, 1999, pp.78-79, 85-88.（原書名：Stefan Kühl, *The Nazi Connection: Eugenics, Racism, and German National Socialism*,New York: Oxford University Press, 1994.） [↑](#footnote-ref-186)
187. Marie E. Kopp, “Legal and Medical Aspects of Eugenic Sterilization in Germany,” *American Sociological Review*, 1(5), Oct 1936, p.763. [↑](#footnote-ref-187)
188. Paul Popenoe, “The German Sterilization Law,” *Journal of Heredity*, 25(7), July 1934, p.260. [↑](#footnote-ref-188)
189. Alexandra Minna Stern, “Op-Ed: How the Los Angeles Times shilled for the racist eugenics movement,” *Los Angeles Times*, Feb 28, 2021. [↑](#footnote-ref-189)
190. Human Betterment Foundation, *op.cit*.(182), pp.2-3. [↑](#footnote-ref-190)
191. *ibid*., p.4. [↑](#footnote-ref-191)
192. Stern, *op.cit*.(19), pp.210-211. [↑](#footnote-ref-192)
193. “Forced Sterilization Once Seen as Path to a Better World: Decades of files on mental patients reveal how a group of noted Californians hoped to influence the fate of the human race,” *Los Angeles Times*, July 16, 2003. [↑](#footnote-ref-193)
194. Valone, *op.cit.*(181) [↑](#footnote-ref-194)
195. “Ann Cooper Hewitt Sues Her Mother: Heiress Says She Was Duped Into Sterilization So Parent Could Get Income,”*New York Times*, Jan 7, 1936. 亡父ピーターの遺言により、アンは遺産の3分の2を受け取ることとなっていたが、彼女に子供がいなければ、その遺産は母親のものとなるとされていた。Kline, *op.cit*.(135), p.111. [↑](#footnote-ref-195)
196. Kline, *ibid*., p.110. [↑](#footnote-ref-196)
197. *ibid*., p.113. [↑](#footnote-ref-197)
198. “Calls Ann Hewitt Overly Romantic: Mother, in New Jersey Affidavit, Says She Spent Thousands to ‘Save’ Her Daughter,” *New York Times*, Jan 10, 1936; Kline, *ibid*., p.117. [↑](#footnote-ref-198)
199. Kline, *ibid*., p.117. [↑](#footnote-ref-199)
200. “Alienists Line Up in Hewitt Contest: While San Francisco Presses Inquiry into Girl’s Charges, She Files Papers at Hackensack,” *New York Times*, Jan 9, 1936. [↑](#footnote-ref-200)
201. “Frisco Judge Drops Hewitt Mayhem Case: Evil Motives Not Proven In Sterilization Operation, He Holds,” *WashingtonPost*, Aug 20, 1936. [↑](#footnote-ref-201)
202. Kline, *op.cit*.(135), p.117. [↑](#footnote-ref-202)
203. *ibid*., pp.100-101. [↑](#footnote-ref-203)
204. 例えば、翌1937年に『フォーチュン』誌が実施した調査では、精神欠陥者（mental defectives）に対する強制断種に賛成との回答は66.3%であった。また、同年にアメリカ世論調査研究所（American Institute of Public Opinion）が実施した調査でも、常習的な犯罪者と回復の見込みのない精神異常者に対する断種に賛成するとの回答は84%に上った。「第3-1章Ⅴ2 1930年代の世論」参照。 [↑](#footnote-ref-204)
205. “Female inmates sterilized in California prisons without approval,” July 7, 2013. Reveal from Center for InvestigativeReporting website <https://revealnews.org/article-legacy/female-inmates-sterilized-in-california-prisons-without-approval/> [↑](#footnote-ref-205)
206. *Sterilization of Female Inmates: Some Inmates Were Sterilized Unlawfully, and Safeguards Designed to Limit Occurrences of the Procedure Failed: Report 2013-120*, California State Auditor, June 2014, p.19. <https://www.auditor.ca.gov/pdfs/reports/2013-120.pdf> [↑](#footnote-ref-206)
207. *ibid*., pp.19-31. [↑](#footnote-ref-207)
208. An act to add Chapter 6 (commencing with Section 3440) to Title 2 of Part 3 of the Penal Code, relating to inmates,2014 Cal. Stat. ch. 558. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\_id=201320140SB1135> [↑](#footnote-ref-208)
209. “Belly of the Beast: California’s dark history of forced sterilizations,” *op.cit*.(156) [↑](#footnote-ref-209)
210. “Female inmates sterilized in California prisons without approval,” *op.cit*.(205) [↑](#footnote-ref-210)
211. “Editorial: End sterilizations for birth control in California’s prisons,” *Sacramento Bee*, Feb 25, 2014. [↑](#footnote-ref-211)
212. 2021年における断種及び社会正義研究所の試算によれば、補償の対象者のうち244人が存命とされる。Jiménezand Telemundo, *op.cit*.(99) [↑](#footnote-ref-212)
213. Steven Selden, *Inheriting Shame: The Story of Eugenics and Racism in America*, New York: Teachers College Press, 1999, p.64. [↑](#footnote-ref-213)
214. Steven Selden, “Eugenics in Textbook database 1914-1948,” January 2020. Researchgate website <https://www.researchgate.net/profile/Steven-Selden/publication/338585020\_Steven\_Selden\_-\_Eugenics\_in\_Textbook\_database\_1914-1948/data/5e1e1a15a6fdcc904f704210/Steven-Selden-Eugenics-in-Textbook-database-1914-1948.xls> [↑](#footnote-ref-214)
215. Selden, *op.cit*.(213), p.75. [↑](#footnote-ref-215)
216. George W. Hunter, *Life Science: A Social Biology*, New York: American Book Company, 1941, p.767. [↑](#footnote-ref-216)
217. *ibid*., p.759. [↑](#footnote-ref-217)
218. *ibid*., p.770. [↑](#footnote-ref-218)
219. Selden, *op.cit*.(213), p.70. [↑](#footnote-ref-219)
220. Human Betterment Foundation, *Report to the board of trustees of the Human betterment foundation for the year ending February 8, 1938*, 1938. Library of Congress website <https://www.loc.gov/resource/rbpe.0020380h/?sp=1> [↑](#footnote-ref-220)
221. Kline, *op.cit*.(135), p.78. [↑](#footnote-ref-221)
222. *ibid*. [↑](#footnote-ref-222)
223. ターマンについては、「第2章Ⅱ3(2) ターマン」も参照。 [↑](#footnote-ref-223)
224. Stern, *op.cit.*(19), p.94. [↑](#footnote-ref-224)
225. J. Harold Williams, *A Study of 150 Delinquent Boys*, Stanford: Stanford University, 1915, p.4. なお、数は多くはないが、精神薄弱とみなされた非行少年少女の中には、ウィッティア州立学校（Whittier State School）やヴェンチュラ女学校（Ventura School for Girls）などの矯正施設から精神薄弱者用施設に送られ、断種される者もいた。1910年代から1940年代までに、少なくとも166人の少年少女が州立ソノマ施設又はパシフィック・コロニーに送られ、そのほとんどが断種されたと考えられている。Miroslava Chávez-García, *States of Delinquency: Race and Science in the Making of California’s Juvenile Justice System*, Berkeley: University of California Press, 2012, p.140. [↑](#footnote-ref-225)
226. Stern, *op.cit.*(19), p.94. [↑](#footnote-ref-226)
227. *ibid*., p.95. [↑](#footnote-ref-227)
228. *ibid*., p.96. [↑](#footnote-ref-228)
229. *ibid*. [↑](#footnote-ref-229)
230. *ibid*., pp.98-99. [↑](#footnote-ref-230)
231. *ibid*., p.99. [↑](#footnote-ref-231)
232. “BRIA 23 2 c Mendez v Westminster: Paving the Way to School Desegregation,” *Bill of Rights in Action*, 23(2), summer 2007. <https://www.crf-usa.org/bill-of-rights-in-action/bria-23-2-c-mendez-v-westminster-paving-the-way-to-school-desegregation> [↑](#footnote-ref-232)
233. Stern, *op.cit.*(19), p.212. [↑](#footnote-ref-233)
234. Ward William Leis, *The Status of Education for Mexican Children in four Border States* (unpublished master’s thesis),University of Southern California, 1931, p.27. なお、メキシコ系アメリカ人はカリフォルニア州において白人とみなされており、州法にはメキシコ系の子供に対して分離教育を行う法的根拠はなかった。Stern, *ibid.*, p.212. 他方、黒人、アメリカ先住民、モンゴル人（アジア人）は、1860年に制定された州法により､分離された学校に通うこととされていた。An Act amendatory of and supplementary to, ‘An Act to Establish, Support, and Regulate, CommonSchools and to Repeal former Acts concerning the same,’ 1860 Cal. Stat. ch. 339, pp.321-326. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1860/1860.PDF#page=351> 1880年、州議会は全ての子供の入学を認めなければならないとする法律を可決したが、1885年にはモンゴル人又は中国人に対して分離教育を行うよう定めた別の法律を制定するなど、同州における有色人種に対する分離教育の歴史は曲折している。Heather Thomas, “Before Brown v. Board of Education, There was Tape v. Hurley,” May 5, 2021. Library of Congress website <https://blogs.loc.gov/headlinesandheroes/2021/05/before-brown-v-education-there-was-tape-v-hurley/> [↑](#footnote-ref-234)
235. “BRIA 23 2 c Mendez v Westmnster: Paving the Way to School Desegregation,” *op.cit.*(232) [↑](#footnote-ref-235)
236. Mendez v. Westminster School Dist., 64 F. Supp. 544 (S.D. Cal. 1946). この判決は、連邦最高裁判所が1896年5月の「プレッシー対ファーガソン（Plessy v. Ferguson）」判決において示した、人種による分離を正当化する「分離すれども平等（separate but equal）」の法理を否定するものであったとの指摘がある。Richard R. Valencia, “The Mexican American Struggle for Equal Educational Opportunity in Mendez v. Westminster: Helping to Pave the Wayfor Brown v. Board of Education,” Teachers College Record, 107(3), Mar 2005, p.405. <https://www.school-diversity.org/pdf/Valencia\_The\_Mexican\_American\_Struggle.pdf> [↑](#footnote-ref-236)
237. Westminster School Dist. of Orange County v. Mendez, 161 F. 2d 774 (9th Cir. 1947). ただし、一審と異なり、裁判所はこの判決において、プレッシーの法理に踏み込むことを回避したとされる。Valencia, *ibid.,* pp.409-410. [↑](#footnote-ref-237)
238. An act to repeal Sections 8003 and 8004 of the Education Code, relating to the establishment of separate schools for certain races, 1947 Cal. Stat. ch. 737, pp.1792-1793. <https://clerk.assembly.ca.gov/sites/clerk.assembly.ca.gov/files/archive/Statutes/1947/47Vol1\_Chapters.pdf> [↑](#footnote-ref-238)
239. “Caltech to Remove the Names of Robert A. Millikan and Five Other Eugenics Proponents from Buildings, Honors, and Assets,” January 15, 2021. California Institute of Technology website <https://www.caltech.edu/about/news/caltech-to-remove-the-names-of-robert-a-millikan-and-five-other-eugenics-proponents> [↑](#footnote-ref-239)
240. *ibid*. [↑](#footnote-ref-240)
241. *ibid*. [↑](#footnote-ref-241)
242. California Institute of Technology, *Committee on Naming and Recognition Final Report*, December 17, 2020 (Revised: February 27, 2021), p.31. <https://inclusive.caltech.edu/documents/18182/CNR\_Report\_FINAL.pdf> [↑](#footnote-ref-242)
243. *ibid*., p.3. [↑](#footnote-ref-243)
244. “A Statement from Caltech President Thomas F. Rosenbaum.” California Institute of Technology website <https://inclusive.caltech.edu/about/commitments-progress/committee/statement> [↑](#footnote-ref-244)
245. *ibid*. [↑](#footnote-ref-245)